

第3次龜山市行財政改革大綱後期実施計画 具体的取組一覧

具体的な取組		目標	重点方針	取組責任者		変更後取組部署	現状と課題	取組内容 (R5～R7)	目標指標	令和5年度				令和6年度	令和7年度
No	名称			正	副					年 度 計 画	年 度 末 実 績 (具 体 的 な 取 組 の 状 況 )	課 題 ・ 問 題 点	進 捗 率	年 度 計 画	年 度 計 画
1	全庁的なAI・RPA等の導入推進	I行政システムの改革	1. ICTを活用した市民サービスの提供	政策部長	DX・行政改革推進室長	政策部DX・行政改革推進室	少子化による人口減少と高齢化が進み、今後、行政サービスの多様化・複雑化が予想される中、的確にサービスを提供し続けなければならない。そのためには、デジタル技術を利活用し、業務の効率化を図る必要がある。	AIやRPA等のデジタル技術を利活用し、効果の高い定型的作業において、業務工程の一部への導入を図る。また、最新のAI技術について調査・研究を行う。	RPAシナリオ作成 AI・RPA等の導入件数：20件（累計）	RPAシナリオ作成 RPAシナリオ作成研修の実施 最新AI技術の調査・研究	職員によるRPAシナリオ作成技術の向上を図るために、住民情報系システムを扱う一部の職員に対して実業務を想定したシナリオ作成研修を行い、RPA対象業務の拡充を図った。	RPAシナリオ作成技術の全庁展開を図るために、シナリオ作成等を支援できるデジタル人材を育成する必要がある。また、AI等新たなデジタル技術の活用を検討する必要がある。	75%	RPAシナリオ作成 RPAシナリオ作成研修の実施 作成済シナリオの本格稼働 最新AI技術の調査・研究	RPAシナリオ作成 作成済シナリオの本格稼働 RPA導入の効果検証 最新AI技術の導入検討
2	課税業務へのAI・RPA等の導入	I行政システムの改革	1. ICTを活用した市民サービスの提供	総務財政部長	税務課長	総務財政部税務課市民税グループ、資産税グループ	税に関する業務において、基幹系システムへの入力など定型的業務の効率化のため、軽自動車税、固定資産税の一部業務にRPAを導入した。一方、個人市民税の一部業務については、RPAが効果的でないことが判明したため、それに代わる新たな業務の検討が必要である。	定型的作業となる基幹系システムへの入力をRPAで自動化することで、作業時間の短縮を図る。	RPAシナリオ本格稼働：7件（累計）	特別徴収に係る異動届出書の入力、月例異動処理に伴う税額変更の確認業務へのRPA処理の検討	軽自動車税については2,625件で約44時間の作業時間短縮、また、償却資産については、737件で約25時間の作業時間短縮に繋げることができた。なお、個人市民税については、シナリオ作成までは終了しているが実動には至っていない。	個人市民税関係については、異動届出等の内容についても間違いが無いか職員による目視確認が必要な場合が多く、機械的に単純判断で入力できる作業が少ないのでRPA処理に適した業務選定が困難である。	75%	個人市民税におけるAI・RPA等の導入	継続及び更なる検討
3	マイナンバーカードの取得率向上	I行政システムの改革	1. ICTを活用した市民サービスの提供	市民文化部長	市民課長	市民文化部市民課戸籍住民グループ	「デジタル社会の実現に向けた重点計画」により、マイナンバーカードの普及及び利用の推進を図る必要がある。	マイナンバーカードの申請・交付機会の拡大に取り組むとともに法改正に伴うシステム改修を行なう。	マイナンバーカード取得率90%	市内4郵便局でマイナンバーカードの申請受付が出来るよう申請機会の拡充等取得率向上に向けての取組及び転出転入ワンストップサービスを利用した転出届は、127件の実績があった。	高齢者や未就学児のいる世帯、施設入所者等が、マイナンバーカードの申請のために市役所や出張申請先に出向くことが難しいという課題がある。今後、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に伴い、マイナンバーカードの申請を希望する方が見込まれることから、申請や交付のために来庁することが困難な方への対応が必要である。 また、交付率向上に向け、引き続きマイナンバーカードの利便性の向上及び周知を図る必要がある。	75%	取得率向上に向けた取組及び転出転入ワンストップサービスの推進（取得率：86%）	取得率向上に向けた取組及び転出転入ワンストップサービスの推進（取得率：90%）	
4	保育現場におけるICT機器等の活用	I行政システムの改革	1. ICTを活用した市民サービスの提供	子ども未来部長	子ども未来部政策課長	子ども未来部子ども政策課保育サポートグループ	幼児教育・保育の無償化により、保育ニーズの高まりが加速する一方で、保育士不足の深刻化などもあり、保育現場で働く保育士の労働環境を改善するため、業務の負担軽減が求められている。	保育現場へのICT機器等の導入により効率的な業務管理を行うことで、保育士の労働環境の改善を図るとともに、労働時間の短縮を目指す。	保育準備等に要する時間外勤務の削減（R3年度比：10%削減）	ICTシステムの導入による保育士の労働環境の改善及び労働時間の短縮	公立の全13園でシステムの本格運用を開始した。システムについては、園児の登降園管理から開始し、園の状況に応じて通信の配信など運用を拡充した。  <参考：全13園（正規職員）の時間外勤務時間> R3年度 2,173時間 R5年度 2,494時間（R3年度比：114.8%） ※目標指標である時間外勤務時間が増加した主な原因は、新型コロナウイルス感染症対策として自粛していたイベント等を再開したことが考えられる。	システム導入により、時間外勤務時間が削減されなかったが、登降園の時間帯においては保育業務に注力できる環境の整備が図れた。 令和5年度に全13園での本格運用を開始したが、園の状況により機能の活用状況が様々であることから、活用状況を情報共有し、システムを最大限活用することで職員の事務負担軽減の取り組みを展開していく必要がある。	0%	保育士の労働環境の改善及び労働時間の短縮の継続	保育士の労働環境の改善及び労働時間の短縮の継続

具体的な取組		目標	重点方針	取組責任者		変更後取組部署	現状と課題	取組内容 (R5～R7)	目標指標	令和5年度				令和6年度	令和7年度	
No	名称			正	副					年 度 計 画	年 度 末 実 績 (具 体 的 な 取 組 の 状 況 )	課 題 ・ 問 題 点	進 捗 率	年 度 計 画	年 度 計 画	
5	市公式LINEの導入	I行政システムの改革	1. ICTを活用した市民サービスの提供	政策部長	広報秘書課長	政策部広報秘書課広報グループ	幅広い世代の人がいつでもどこでも自分のニーズにあった市政情報を得ることができるよう、情報発信の多様化を図る必要がある。	日本での利用率が高いSNS「LINE」を導入し、プッシュ通知やチャットボットによる自動応答などの機能を活用し、情報発信の多様化を図る。	登録者数：5,000人	市公式LINEの導入（登録者数：3,000人）	利用者が受信情報を選択できるセグメント配信機能や道路・公園の損傷等を報告できる通報システムのほか、市ホームページの各種情報へアクセスしやすいメニューを備えたLINE公式アカウントを構築し、令和6年3月から試行運用を開始した。（試行期間の友だち登録数は1,445人）	LINE公式アカウントを利用して、個人のニーズに応じた市政情報の取得ができるよう、更なる利用促進を行うとともに、利用者がより多くの情報の入手やオンライン手続きができるよう、サービス内容の充実を図る必要がある。	50%	運用管理（登録者数：4,000人）	運用管理（登録者数：5,000人）	
6	行政手続のオンライン申請等の推進	I行政システムの改革	1. ICTを活用した市民サービスの提供	政策部長	DX・行政推進室長	政策部DX・行政推進室	マイナンバーカードの普及拡大に合わせ、行政手続のオンライン化を推進し、利用者の利便性の向上を図る必要がある。	オンライン手続可能な手続き件数：20件（累計）	マイナンバーカードを用いたオンライン手続の拡充 各種申込手続等のオンライン化の検討	ぴったりサービスについて、子育て関係1手続、消防関係8手続をオンライン化し、合計20手続に拡充した。また、新たに導入した電子申請フォーム作成ツールを活用し、検診申込等のオンライン化を進め、利用者の利便性向上と業務の効率化を図った。	行政手続オンライン化の拡充に向け、各種手続の調査（手続の洗出し・可視化）を実施し、オンライン化の実現性・効果性・阻害要因等を分析する必要がある。	100%	マイナンバーカードを用いたオンライン手続の更なる拡充の検討 各種申込手続等のオンライン化の実施	オンライン手続の検証及び対象手続拡充の検討		
7	電子入札の導入	I行政システムの改革	1. ICTを活用した市民サービスの提供	総務財政部長	総務財政部財務課契約管財グループ		電子入札システムを導入することにより、事務の効率化を図るとともに、入札に係る手続きを迅速化及び簡素化し、市民サービスの向上を図る必要がある。	本市に見合った運用方法や財源等について調査・検討を行い、電子入札システムを導入し、適正な運用を図る。	電子入札システムの導入	導入に向けた調査・検討	電子入札システムの導入及び維持管理に要する経費や導入によるメリット、段階的な導入の必要性等について検討した。	電子入札については、導入のみならず、導入後の維持管理に多額の経費を要することから、システム導入により削減できる経費や事務の効率化などの効果をできる限り定量化した上で、導入の必要性や本市に最適な導入手法を検証する必要がある。 また、システム導入に伴い、全ての契約事務を財務課が一元的に行うなど契約事務を全局的に見直す必要がある。	25%	電子入札システムの導入（試行）	電子入札システムの本格運用（対象の拡充）	
8	健康マイレージ事業のデジタル化	I行政システムの改革	1. ICTを活用した市民サービスの提供	健康福祉部長	健康福祉部健康政策課健康都市推進グループ		健康意識の向上を目的とした健康マイレージ事業は、参加者の6割以上が高齢者層であり、生産年齢人口層の参加が乏しいことから、全ての世代がより参加しやすい環境づくりと、自身の健康情報を見える化させるため、現行のアナログ方式をデジタル方式へと転換させる必要がある。	現行の健康マイレージ事業はR4年度で終了とし、健康活動や健康情報の数値化やポイントを付与できる機能を有したアプリを導入し、参加者一人ひとりが主体的に活動できる環境を整備する。（アプリ非使用者への代替策も併せて実施）	アプリケーションの導入 市職員による事業の試行運用 事業の周知、本格運用及び検証 カメやま健康マイレージ事業終了	・従来の紙媒体での「カメやま健康マイレージ」はR4年度で終了とし、R5.4にアプリ導入契約を締結し、R5.8に職員等による試行運用後、R5.9より一般運用を開始 ・全戸配付や公共施設へのポスター貼付などで周知を行った	紙媒体からアプリの運用へ切り替えたことから、より幅広い世代が手軽に参加できるようになったため、若年層（20～50代）の参加が大きく上昇し、市民サービスの向上に大きく寄与した。 その半面、スマートフォンを所有していない高齢者層が参加できないことや、スマートフォンは所有しているもののアプリの使用には登録が必要なことから、一步を踏み出せない方などが一定数いると想定されるため、引き続き、シルバー人材センターと協力し、アプリの登録及び使い方支援を実施していく必要がある。	100%	検証によるアプリのバージョンアップ 事業の運用を継続 アプリ非使用者の代替対応策開始	事業の運用を継続 より多くの参画のための事業PR及び周知 3年間を通じた事業の検証		

具体的な取組		目標	重点方針	取組責任者		変更後取組部署	現状と課題	取組内容 (R5～R7)	目標指標	令和5年度				令和6年度	令和7年度
No	名称			正	副					年 度 計 画	年 度 末 実 績 (具 体 的 な 取 組 の 状 況 )	課 題 ・ 問 題 点	進 捗 率	年 度 計 画	年 度 計 画
9	デジタル技術を活用した有害獣被害対策	I 行政システムの改革	1. ICTを活用した市民サービスの提供	産業環境部長	生物多様性・獣害対策室長	産業環境部生物多様性・獣害対策室	有害獣による農作物（家庭菜園含む）などの被害が多く発生している中、捕獲従事者の高齢化が進み、有害獣の捕獲が困難な状況になることが考えられる。そのため、ICTを活用し、労力の軽減を図ることと的確な位置情報を市民に提供する必要がある。	ICTを活用した捕獲を行い、効果を検証し、必要性に応じて機器の導入を増やす。	ICT機器の導入件数：30台	捕獲のためのICT機器の導入（機器導入数：10台）	長距離無線式バトロールシステムの導入（機器導入数10台）	捕獲従事者の高齢化に対応するため、長距離無線式バトロールシステムを導入することで捕獲檻の見回り負担を軽減することができた。 高齢化に加え捕獲従事者数は微減傾向にあり、有害獣による農作物（家庭菜園含む）等の被害対策を進めるためには、今後も継続してICT機器を導入していく必要がある。	100%	継続及び効果検証（機器導入数：10台）	継続及び効果検証（機器導入数：10台）
10	行政評価システムの改善	I 行政システムの改革	2. 事務事業構築手法の確立	政策部長	政策推進課長	政策部政策推進課政策調整グループ	効率的な予算配分により効果的な施策推進を図るため、これまでにも施策・事業の効果的かつ効率的な推進や、事業のスクラップアンドビルトに資する効果的な事務事業の採択・再編手法の確立など、システムの見直しや充実を図ってきた。今後においても、現行の行政評価システムについて、手段が目的化することのないよう継続的な検証と見直しが必要である。	現行の行政評価システムを検証し、事務量と効果のバランスも踏まえた上で、より効率的で効果的な評価システムへの改善を行なう。	行政評価システムの改善	現行の評価システムにおけるシステム運用上の課題についての検証	令和5年3月に改訂した行政評価システムにより、令和4年度決算にかかる評価を実施するとともに、主にハード事業に関する評価基準等についての検証を行なった。	後期基本計画の策定に合わせて、よりシンプルで効果的な評価システムに改訂したことにより、評価に係る事務負担の軽減は図れたものの、事務事業評価に関してハード事業等に係る評価基準等を見直すよう市議会より意見が付されており、市民の理解が得られるよう、より明確な評価基準に見直す必要がある。	75%	現行の評価システムにおけるシステム運用上の課題についての検証	第3次総合計画の実施に合わせて、現行の行政評価システムの課題等の整理、システムの改善
11	事務事業の採択及び再編手法の改善	I 行政システムの改革	2. 事務事業構築手法の確立	政策部長	政策推進課長	政策部政策推進課政策調整グループ	持続可能な行財政運営に当たり、第3次総合計画においても、「選択と集中」による事務事業の効率化・重点化を進める必要がある。	第3次総合計画の策定に合わせて、施策推進に寄与する効果的かつ効率的な事務事業の採択や再編手法を改善する。	事業の採択・再編手法の確立	事務事業の採択及び再編手法の改善に向けた検討	事務事業評価において各事務事業の成果や課題、今後の展開方針を整理することを通じて、第3次総合計画の策定に向けた事務事業の採択や再編手法等の改善に向けた検討を行なった。	事務事業評価を通じて、各事務事業の必要性や有効性等を適切に評価し、第3次総合計画の策定に向け、事業規模や手法の適正化を図る必要がある。	25%	事務事業の採択及び再編手法の改善	第3次総合計画実施計画における再編手法を活用した事業採択
12	時間外勤務時間の削減	I 行政システムの改革	3. 働き方改革の推進	総務財政部長	総務課長	総務財政部総務課人事給与グループ	時間外勤務については、特定事業主行動計画に全体の目標値を定めて取り組んできたところであるが、働き方改革法により、職員一人当たりの時間外勤務時間の上限が規定されたことから、業務の効率化・平準化を図る必要がある。	職員一人当たりの時間外勤務時間の上限が月45時間、年間360時間と規定されていることから、これらを遵守するようマネジメントを行う。	年間時間外勤務時間360時間以下：100% 時間外勤務総時間：40,000時間（令和7年度）	時間外勤務時間削減のマネジメントの実施	令和5年6月28日付けで通知した「令和5年度時間外勤務削減計画の実施について」により、各所属において職員の労働時間管理を行い、設定された目標達成に向けて取り組んだ。	新型コロナウイルス感染症に関する業務による時間外勤務が減ったものの、令和4年度から引き続きマイナンバーカードの申請交付業務、令和5年度からは経済対策のための非課税世帯給付金業務、能登半島地震に伴う被災地支援による時間外勤務が増加した。また、通常業務においては、業務が集中したことによるものが時間外勤務の主要要因と考えられることから、マネジメントを強化する必要がある。	50%	第4次特定事業主行動計画目標指標必達のためのマネジメントの実施及び第4次特定事業主行動計画の検証	第5次特定事業主行動計画に基づく時間外勤務時間削減のマネジメントの実施

具体的な取組		目標	重点方針	取組責任者		変更後取組部署	現状と課題	取組内容 (R5～R7)	目標指標	令和5年度				令和6年度	令和7年度
No	名称			正	副					年 度 計 画	年 度 末 実 績 (具 体 的 な 取 組 の 状 況 )	課 題 ・ 問 題 点	進 捗 率	年 度 計 画	年 度 計 画
13	有給休暇の取得促進	I 行政システムの改革	3. 働き方改革の推進	総務財政部長	総務課長	総務財政部総務課人事給与グループ	第4次特定事業主行動計画において職員1人当たりの年次有給休暇の年間目標取得日数を「12日」かつ全職員の年次有給休暇の年間目標取得日数を「5日以上」に設定しているが、依然として目標取得日数を達成できていない。ワーク・ライフ・バランス推進の観点から年次有給休暇の取得を促進する必要がある。	亀山市特定事業主行動計画に基づき、ワーク・ライフ・バランス推進の観点から、計画に基づいた年次有給休暇の取得促進に取り組む。	年次有給休暇の取得日5日以上：100%	年次有給休暇計画表による取得促進	令和5年6月5日付けで通知した「夏季休暇及び年次有給休暇の取得促進について」により、夏季休暇及び年次有給休暇の取得について促進した。	人事評価の部長級ヒアリングでの取得実績の通知に基づき、所属長が進捗管理を行った結果、年次有給休暇の取得日数が5日に満たない職員が昨年の23人から9人へと減少しましたが、目標を達成することができなかった。所属長のマネジメントをより一層強化する必要がある。	75%	第4次特定事業主行動計画目標指標必達のためのマネジメントの実施及び第4次特定事業主行動計画の検証を踏まえた第5次特定事業主行動計画の策定	第5次特定事業主行動計画に基づく年次有給休暇の取得促進
14	定員適正化の推進	I 行政システムの改革	3. 働き方改革の推進	総務財政部長	総務課長	総務財政部総務課人事給与グループ	定年が65歳まで段階的に引上げられる中、市民のニーズに対応した行政サービスを提供するため、職員の適正な定員管理を行うとともに必要な労働力を確保する必要がある。	第4次亀山市定員適正化計画に基づき、真に正規職員の配置が必要な職については、正規職員の配置を実施し、適正な定員管理を行う。また、会計年度任用職員についても効果的な配置を実施する。	定員適正化計画に基づく職員の適正な定員管理と配置	各所属の中期的な業務量の把握と定年引上げを含めた採用計画による職員配置計画の策定と事業量に応じた職員配置の実施	正規職員の配置については、定員適正化計画に基づき、計画的に職員採用を行った。また、緊急対応を要する場合に適切な人員配置を行った。	60歳以降の働き方が多様化する中、引き続き真に正規職員の配置が必要な職については、正規職員の配置を実施していく必要がある。また、会計年度任用職員についても効果的な配置を実施する必要がある。	50%	第4次定員適正化計画と令和5年度に策定する職員配置計画の検証を踏まえた第5次定員適正化計画の策定と事業量に応じた職員配置の実施	第5次定員適正化計画を踏まえた定員管理と職員配置計画の時点修正に基づく事業量に応じた職員配置の実施
15	人事評価制度の再構築	I 行政システムの改革	3. 働き方改革の推進	総務財政部長	総務課長	総務財政部総務課人事給与グループ	人事評価制度は、評価結果を給与、昇格等に反映させることにより、職員のモチベーション向上につなげるものであることから、評価結果の公平・公正性を担保する制度を構築し、評価結果を処遇に反映する必要がある。	人事評価制度の評価結果の正確性を担保するための制度を検討の上、運用を実施し、評価結果を処遇に反映する。	評価結果の処遇反映の実施	評価結果の公平性を担保する運用の確立	令和6年度の処遇反映に向けて効果的で実効性のある人事評価制度とするため、処遇反映や人材育成プログラムなどを含む、包括的な制度としている。	令和6年度から部長級の職員について、処遇反映を行うよう準備を進めていたが、全職員の評価結果の処遇反映にはある程度の時間を要する必要がある。	50%	管理職の評価結果の処遇反映の実施と管理職以外への導入調整	全職員の評価結果の処遇反映
16	職務に必要な資格保持者の養成	I 行政システムの改革	3. 働き方改革の推進	消防部長	消防総務課長	消防本部消防総務課総務・消防団グループ	職員構成の若年化に伴い、組織力、現場対応力の低下が懸念されるなか、多種多様化する災害への確な対応を継続していくためには、職務に必要な資格保持者を確保し、適正な人員配置をしていくことが必要である。	職員に中型・大型免許を計画的に取得させ、消防車両の機関員を養成する。また、救急救命士の救急車搭乗率を低下させないよう、継続して救急救命士を養成する。	消防車両機関員の養成 消防車両機関員：9人、救急救命士：3人を養成	職員1人が大型免許を、職員2人が中型免許をそれぞれ取得し、消防車両の機関員が養成できた。また、救急救命士の養成については、職員1人が研修を修了するとともに、国家試験に合格し、養成が図られた。	消防車両機関員、救急救命士とも、継続的に養成を続ける必要がある。	100%	消防車両機関員の養成 救急救命士の養成（消防車両機関員：3人、救急救命士：1人）	消防車両機関員の養成 救急救命士の養成（消防車両機関員：3人、救急救命士：1人）	

具体的な取組		目標	重点方針	取組責任者		変更後取組部署	現状と課題	取組内容 (R5～R7)	目標指標	令和5年度				令和6年度	令和7年度
No	名称			正	副					年 度 計 画	年 度 末 実 績 ( 具 体 的 な 取 組 の 状 況 )	課 題 ・ 問 題 点	進 捗 率	年 度 計 画	年 度 計 画
17	校務支援システムを活用した校務のデジタル化と効率化の推進	I行政システムの改革	3.働き方改革の推進	教育部長	学校教育課長	教育委員会事務局学校教育課学事教職員グループ、教育支援グループ、教育研究グループ	校務支援システムの導入により、校務のデジタル化を進めているが、システムの効果的な運用については継続的に取り組む必要がある。	校務支援システム等デジタル技術を活用した校務のデジタル化と効率化に取り組む。	月当たりの時間外勤務80時間超の教職員：0名	校務支援システムの本格的運用と校務のデジタル化・効率化の推進	令和5年4月より校務支援システムの本格運用を開始した。システムを効果的に活用するために、システム活用に係る研修会を7回実施した。また教職員へのアンケート調査を各学期末に実施した。	システム導入初年度ということもあり、システムの活用に不慣れな教職員もいたため、今後もシステムへの理解を深める取組が必要である。	100%	校務支援システムの効果的な運用と働き方改革の推進	校務支援システムの効果的な運用と働き方改革の推進
18	安全で快適な職場環境の整備	I行政システムの改革	3.働き方改革の推進	総務財政部長	総務課長	総務財政部総務課人事給与グループ	近年、職場におけるハラスメント防止対策の必要性が高まっていることから、全ての職員に対して各ハラスメントの基本的な考え方や理解を深める必要がある。	「亀山市職員の職場におけるハラスメントの防止等に関する指針」や「亀山市職員の職場におけるハラスメントの防止等に関する指針の運用について」に基づき、定期的に職員研修を実施し、基本的な考え方や理解を深める。	アンケートで「理解できた」「まあまあ理解できた」と答えた職員：100%	外部講師による研修会の実施と理解度調査（対象：主幹級職員）	令和5年10月4日主幹級に対して外部講師による研修会を実施した。	引き続き、定期的に職員研修を実施し、基本的な考え方や理解を深めていく必要がある。	75%	外部講師による研修会の実施と理解度調査（対象：主任主査）	外部講師による研修会の実施と理解度調査（対象：主任主査）
19	時代の変化に対応した柔軟な働き方の推進	I行政システムの改革	3.働き方改革の推進	総務財政部長	総務課長	総務財政部総務課人事給与グループ	時代の変化に対応する働き方を推進するため、亀山市勤務時間の弾力化制度に関する規程に基づく勤務やテレワークの有効活用により柔軟で多様な働き方を推進している。現在、国において柔軟な働き方の推進についてその手法などを検討中であり、その動向を注視しつつ、柔軟で多様な働き方の拡充に取り組む必要がある。	現行の勤務時間の弾力化制度の検証を行い、必要な改正や拡充を行う。また、テレワークについては、国や県の動向に注視しつつ、本格実施に向けて取り組む。	勤務時間の弾力化制度の改正や拡充 テレワークの本格実施	勤務時間の弾力化制度の検証とテレワーク本格実施に向けた課題整理	新型コロナウイルス感染症の影響により、職員の働き方がより柔軟で多様な働き方へと拡充されたが、新型コロナウイルス感染症が5類に移行されるまでは、職員が積極的に活用していたが、減少傾向にある。	新型コロナウイルス感染症が5類に移行されたことにより、勤務時間の弾力化制度やテレワークの利用者が減少傾向にあるように思える。ワークライフバランスの観点からも積極的に活用を図る必要がある。	25%	勤務時間の弾力化制度の改正等とテレワーク本格実施に向けた規程の策定	勤務時間の弾力化制度の拡充とテレワークの本格実施
20	新たな職員採用制度の導入と多様な人材の確保	I行政システムの改革	3.働き方改革の推進	総務財政部長	総務課長	総務財政部総務課人事給与グループ	行政ニーズの多様化やDXの急速な進展等に的確に対応するため、新たな採用制度の導入等により、専門的な知識や経験を有する人材の確保に特化した採用制度の導入を行う。	これまでの新規職員の採用のほか、専門的な知識や経験を有する人材の確保に特化した採用制度の導入を行う。	DX人材の確保	必要となる人材（知識・経験等）の特定と採用方法の調査、検討	職員採用試験を2回実施する等、採用する機会を増やして、人材の確保に努めたが、採用に繋がらない職種もあった。	年々、特に専門的な知識や経験を有する人材の確保が困難であることから、採用方法の見直しを図る必要がある。	25%	採用計画への位置付けと採用選考の実施	DX人材の確保

具体的な取組		目標	重点方針	取組責任者		変更後取組部署	現状と課題	取組内容 (R5～R7)	目標指標	令和5年度				令和6年度	令和7年度
No	名称			正	副					年 度 計 画	年 度 末 実 績 (具体的な取組の状況)	課 題 ・ 問 題 点	進 捗 率	年 度 計 画	年 度 計 画
21	オンラインシステムを活用した会議等の拡大と会議資料のペーパレス化の推進	I 行政システムの改革	3. 働き方改革の推進	教育部長	学校教育課長	教育委員会事務局学校教育課学事教職員グループ、教育支援グループ、教育研究グループ	個人情報を含む会議や授業研究等、対面で行う必要がある会議や研修会がある一方、オンラインシステムで開催可能なものも少なくない。また、会議資料等も紙ベースが多く、ペーパレス化が十分に進んでいない。	学校における会議や研修会等のオンラインシステムの活用によるデジタル化と効率化、ペーパレス化による省資源化を取り組む。	紙ベースの会議・研修会資料：50%削減（R3年度比）	校内会議及び研修会のペーパレス化の推進	市教委主催の研修会や会議においてオンライン開催を実施した。 市内小中学校において会議・研修会等の資料のペーパレス化が行われた。	現状において、市教委主催の研修会や会議において、オンライン開催を検討できるものがある。 印刷物が大量になる場合など、必要に応じてペーパレス化できるよう推進していきたい。	75%	対外会議及び研修会のオンラインシステムによる開催拡大とペーパレス化の推進	対外会議及び研修会のオンラインシステムによる開催拡大とペーパレス化の推進
22	モチベーションを高める職場環境の推進	I 行政システムの改革	4. 人財育成システムの改革	総務財政部長	総務課長	総務財政部総務課人事給与グループ	三層管理体制による組織・機構は、中間層であるグループリーダーの資質向上につながるものであり、職場全体の「仕事のやりがい」や「モチベーション向上」につながる環境整備を進める必要がある。	グループリーダーのマネジメント能力を向上させる研修を行うとともに組織全体のコミュニケーションを高めるため、管理職員に対し、職場改善・向上研修を実施する。 また、組織・機構についても継続して検証を実施する。	「自己申告」における「仕事のやりがいがある・コミュニケーションが取れている」：60%	マネジメント向上研修Ⅰ（対象：グループリーダー） 職場改善・向上研修Ⅰ（対象：課長級職員） 組織機構改革の検証	新たな組織の編成や業務の組み替えを行った。また、課長級の職員に対し、マスコミ対応研修を実施した。	引き続き、グループリーダーのマネジメント能力の向上や管理職員への職場改善・向上研修を実施する。 また、組織・機構についても継続して検証を実施する必要がある。	50%	マネジメント向上研修Ⅱ（対象：グループリーダー） 職場改善・向上研修Ⅱ（対象：課長級職員） 組織機構改革の検証	マネジメント向上研修Ⅲ（対象：グループリーダー） 職場改善・向上研修Ⅲ（対象：課長級職員） 組織機構改革の検証
23	階層別研修体系の構築・充実	I 行政システムの改革	4. 人財育成システムの改革	総務財政部長	総務課長	総務財政部総務課人事給与グループ	人材育成基本方針に基づき研修を実施しているが、職員一人ひとりがいつまでにどのようなスキルを習得すべきかについて、体系的に把握できていない。	職員が受講する研修が、キャリア形成に繋がるよう体系的に構築した上で、習得すべきスキルの見える化を図る。 また、男女の差異なく、管理職を目指す意識を醸成するための研修を実施する。	キャリア形成につながる研修体系の構築及び研修の実施	研修体系に基づく研修の実施 研修体系のバージョンアップ	新たな研修のあり方として、映像研修の実施について、検討を行った。 また、会計年度任用職員に対して研修を実施できるよう検討した。	引き続き、キャリア形成に繋がるよう研修体系の構築及び研修を実施する必要がある。	50%	研修体系に基づく研修の実施 人材育成基本方針の見直し着手	研修体系に基づく研修の実施 研修全体を見直し、新たな人材育成基本方針の策定
24	コンプライアンス制度の適正な運用	I 行政システムの改革	4. 人財育成システムの改革	総務財政部長	総務課長	総務財政部総務課法務統計グループ	職員の公務員倫理や法令遵守を推進するための環境づくりや体制の整備については、亀山市職員コンプライアンス条例等を制定し、関係する制度を構築することで一定の成果がみられるものの、透明で市民から信頼される市政を確立するためには、更なるバージョンアップや制度運用の徹底が必要となるため。	働きかけ行為（要望等及び不当要求）については記録することが重要であることから、その記録を徹底するために周知等を行い、事例を積み重ねることで内容を分析し、対応に反映させる。	働きかけ行為に関する記録の件数：10件以上／年 分析の結果を踏まえた指針等の作成	記録を徹底させるための周知等 事例の収集・分析	・令和5年度における働きかけ行為に関する記録は7件であり、そのうち、コンプライアンス推進会議に提出された記録は0件であった。	・令和5年度のアンケートの結果から、働きかけ行為の制度の概要については約8割の職員が理解していることが分かったが、件数については、年度によりばらつきがある。 ・今後も件数の調査を継続し、働きかけ行為に該当するかどうかの判断材料として、事例を収集する必要がある。	75%	記録を徹底させるための周知等 事例の収集・分析	積み重ねた事例をもとに、記録に関する指針の作成

具体的な取組		目標	重点方針	取組責任者		変更後取組部署	現状と課題	取組内容 (R5～R7)	目標指標	令和5年度				令和6年度	令和7年度
No	名称			正	副					年 度 計 画	年 度 末 実 績 (具 体 的 な 取 組 の 状 況 )	課 題 ・ 問 題 点	進 捗 率	年 度 計 画	年 度 計 画
25	公文書のライフサイクルに合わせた適正な管理	I 行政システムの改革	5. 新たな公文書管理の改革	総務財政部長	総務財政部総務課法務統計グループ		それぞれの部署における簿冊の保管スペースが不十分であり、それに伴い適切な文書管理が妨げられている。また、行政事務のデジタル化が進む中で、それに適した文書管理を導入する必要がある。	・メール等により電磁的に受領した文書の管理方法の見直し ・收受供覧、起案等における文書回付の見直し ・電磁的に保管する文書の範囲、取扱い等の検討、決定及び見直し ・永年文書の取扱いの見直し	公文書のライフサイクルに合わせた管理手法の実施率：100%	電磁的に受領した文書の取扱いの見直し 電子決裁の導入及びこれに伴う文書回付の見直し 電磁的に保管する文書の範囲等の決定	・令和5年10月から電子決裁制度を導入し、メール等により電磁的に受領した文書については、電子決裁の添付文書等として共有・保存する運用とした。  ・一部のものを除いて電子決裁に係る文書等について可能なものからデジタル化を図った。  ・電子決裁により添付文書が電子化したこと、決裁状況が即時に把握できること等により、文書回付の見直しが図られた。  ・電子決裁の導入に合わせ、文書取扱規程について、文書には電磁的記録を含む等の改正を行った。	・電子決裁に伴う文書のデジタル化の仕組みに関し、全庁統一の運用ができるおらず、一部では紙媒体による文書管理が主となっている。  ・令和5年度途中から電子決裁化したため、定期監査資料への対応等、導入時期以前の事務処理の方法について課題が発生している。  ・電磁的に保管する文書の範囲及び永年文書の取扱い等の検討・見直しが未着手である。	75%	電子決裁導入後の検証と見直し 電磁的に保管する文書の範囲の拡大及び取扱いの見直し	効果（文書量の削減と将来予測）の検証及び必要な見直し 永年文書の取扱いの見直し
26	公文書ペーパーレス化の推進	I 行政システムの改革	5. 新たな公文書管理の改革	政策部長、総務財政部長	DX・行政推進室長	政策部DX・行政推進室	ペーパーレス会議等、柔軟かつ効率的な働き方を推進するため、内部事務用に府内に整備しているネットワークの無線LAN化を拡充する必要がある。	府内無線LAN環境と電子会議システムを拡充することにより、ペーパーレス化と柔軟かつ効率的な働き方を推進を推進する。	府内無線LANに接続可能な端末の割合：50%	無線LAN環境の拡充 電子会議システム利用者拡充	内部事務用ネットワークの無線LAN化を本府2階及び総合保健福祉センターへ拡充し、効率的な働き方の環境整備やネットワークグループ等の削減を図った。また、幹部職員が活用している電子会議システムについて、新たに課長等に拡充した。	府内無線LANや電子会議システムの活用により、ペーパーレス会議の一層の拡充に加え、柔軟かつ効率的な働き方を更に推進する必要がある。	100%	無線LAN環境の拡充	機器及びシステムの運用管理
27	資金運用による財源確保	II 財政運営の強化	6. 歳入確保の推進	総務財政部長	財務課長	総務財政部財務課財政行革グループ	市が保有する基金について、安全かつ効率的・効果的な運用を図ることで、財源確保の拡大を図ることが必要である。令和4年以降の長期金利の上昇等により売却益を得るのが難しい状況にある。	平成30年7月に改訂した龜山市公金管理・運用指針を遵守のもと、地方債等債券による運用収益の確保に努める。	運用収益の確保：870万/年	地方債等債券による資金運用	30億円で債券の運用を行い、債券の売却及び新規の購入は行っていないが、保有債券の利息収入による運用収益として、令和5年度は10,441千円の運用収益を得た。	利息収入以外の売却益を得るために、時価評価額を適時把握する必要がある。 購入時より債券利息が上昇し続けていることから、保有債券の価格が下落しており、現状では売却損が出る。	100%	地方債等債券による資金運用	地方債等債券による資金運用
28	普通財産の有効活用・売却	II 財政運営の強化	6. 歳入確保の推進	総務財政部長	財務課長	総務財政部財務課契約管財グループ	市が保有する普通財産において草刈り等の維持管理経費が必要であるため、その負担軽減のために貸付や不要な財産について処分が必要である。	普通財産の内、未利用地の貸付等の有効活用と不要な財産の売却を行う。	普通財産の貸付・売却 売却：3件 貸付：120件	未利用地の貸付、不要財産の売却 (売却1件、貸付30件)	普通財産の貸付 35件(6,425,067円)	未利用地の売却等に当たっては、民間事業者へのヒアリング等により、未利用地ごとの効果的な売却手法を検討する必要がある。	25%	未利用地の貸付、不要財産の売却 (売却1件、貸付30件)	未利用地の貸付、不要財産の売却 (売却1件、貸付30件)

具体的な取組		目標	重点方針	取組責任者		変更後取組部署	現状と課題	取組内容 (R5~R7)	目標指標	令和5年度				令和6年度	令和7年度
No	名称			正	副					年 度 計 画	年 度 末 実 績 (具 体 的 な 取 組 の 状 況 )	課 題 ・ 問 題 点	進 捗 率	年 度 計 画	年 度 計 画
29	特別徴収事業所の拡大	II財政運営の強化	6.歳入確保の推進	総務財政部長	税務課長	総務財政部税務課市民税グループ	地方税法で規定されている特別徴収について、平成21年度から県内全市町と連携し、特別徴収加入の促進に努めており、税収確保の観点からも今後も特別徴収制度の周知と義務の徹底を行っていく必要がある。	原則、従業員2人以上の事業所への特別徴収義務の指定及び徹底	給与特別徴収の割合：90%以上の維持	従業員2人以上の事業所に対する、特別徴収義務の指定	原則、従業員2人以上の事業所に対しては、特別徴収義務者としての指定を行った。しかしながら、事業専従者のみや非支給月があるなどの除外が多く、特別徴収の割合は、令和4年度比0.3ポイント減の89.8%となった。	小規模事業所への特別徴収制度の周知と外国人労働者の中途退職者には退職後帰国してしまう者もいるため、一括徴収の実施依頼を図っていく必要がある。	100%	従業員2人以上の事業所に対する、特別徴収義務の指定	従業員2人以上の事業所に対する、特別徴収義務の指定
30	市税（現年度）の収納率の向上	II財政運営の強化	6.歳入確保の推進	総務財政部長	税務課長	総務財政部税務課収納対策グループ	県内トップクラスの収納率を目指して、引き続き納税者の納付意識の向上や納付環境の整備を行う。	収納率：99.20%	収納率向上に向けた取組の実施、QRコード(固定資産税・都市計画税、軽自動車税の納付書に二次元コードを導入し、収納代理金融機関、指定金融機関以外の金融機関、スマホアプリ、クレジットカードで納付が可能となり、納税環境の充実に向けた取組みを行う。	現年収納率は目標を達成(99.32%)。また、固定資産税・都市計画税、軽自動車税の納付書に二次元コードを導入し、収納代理金融機関、指定金融機関以外の金融機関、スマホアプリ、クレジットカードで納付が可能となり、納税環境の充実に努めた。	導入が任意である市県民税（普通徴収）、国民健康保険税では二次元コードが未導入であり、導入の準備を進めているところである。また、二次元コードでクレジットカード納付が可能となり、当市で契約しているクレジット収納代行業務委託と納付方法が重複するため、契約の見直しを検討している。導入が任意である税目についても県内の市町の多くが二次元コードを導入しており、国民健康保険税を所管している市民課と協議し、早期の導入に努める。	100%	収納率向上に向けた取組、現状の納付整備の検証	収納率向上に向けた取組、現状の納付整備の検証	
31	市の債権の適正管理	II財政運営の強化	6.歳入確保の推進	総務財政部長	税務課長	総務財政部税務課収納対策グループ	債権回収の根拠となる法律が異なり、税の滞納整理手法をそのまま適用できず、個人情報の共有も難しいが、財政の健全化を進める上で、全局的に債権回収の意識醸成を図り、適正な債権管理に努める。	私債権部会(年4回)、公債権部会(年4回)、滞納処分等判定委員会(年4回)を実施し、担当課の滞納整理状況の情報交換及び滞納整理方針等の検討を行う。	私債権部会(年4回)、公債権部会(年4回)、滞納処分等判定委員会(年4回)の開催 上程：15件/年	私債権部会(年4回)、公債権部会(年4回)、滞納処分等判定委員会(年4回)の開催	年度計画のとおり各部会および滞納処分等判定委員会を実施。滞納処分等判定委員会に困難事案を15件上程。滞納整理方針を決定し、収納確保に努めた。滞納処分等判定委員会要綱を改正。令和6年度から介護保険料を公債権部会に加入。市の債権確保の一層の向上に努める。	税務課の困難事案については各部会で情報共有ができるが、税務課以外の事案についての共有があまりできていない状況にある。今後は各部会において困難事案の協議を行った上、必要に応じ各課へ滞納処分等判定委員会への上程を促し、市全体の債権の滞納整理を積極的に進めていく。	100%	私債権部会(年4回)、公債権部会(年4回)、滞納処分等判定委員会(年4回)の開催	私債権部会(年4回)、公債権部会(年4回)、滞納処分等判定委員会(年4回)の開催
32	保育所等利用者負担金（現年分）の収納率の向上	II財政運営の強化	6.歳入確保の推進	子ども未来部長	子ども政策課長	子ども未来部子ども政策課保育サポートグループ	幼児教育・保育の無償化がスタートし、3歳以上児の利用者負担金が無償となるなど、徴収対象者が大きく減少しているが、引き続き、適切な徴収対策が必要である。	適切な滞納者への納付勧奨等の対策を行い、現年分の収納率向上を図る。	収納率：99.80%	滞納者への適切な納付勧奨による保育所等利用者負担金（現年分）の収納率の向上	徴収年間計画に基づき、滞納者への適切な納付勧奨等の対策を講じ、現年分の収納率目標達成に向けた取り組みを行った。（収納率：99.63%）	未納者に対しては、催告書の送付等と併せて、児童手当を未納分へ充当する同意書を送付することにより、回収を進めたが、目標指標の達成までには至らなかった。今後は、困難案件の割合が高くなる一方で、新規の児童手当充当の申出者が増えにくい状況であることから、他課と情報を共有しながら徴収の強化を行う。	75%	滞納者への適切な納付勧奨による保育所等利用者負担金（現年分）の収納率の向上	滞納者への適切な納付勧奨による保育所等利用者負担金（現年分）の収納率の向上

具体的な取組		目標	重点方針	取組責任者		変更後取組部署	現状と課題	取組内容 (R5~R7)	目標指標	令和5年度				令和6年度	令和7年度
No	名称			正	副					年 度 計 画	年 度 末 実 績 (具 体 的 な 取 組 の 状 況 )	課 題 ・ 問 題 点	進 捗 率	年 度 計 画	年 度 計 画
33	市営住宅使用料（現年分）の収納率の向上	II財政運営の強化	6.歳入確保の推進	建設部長	建築住宅課長	建設部建築住宅課住まい推進グループ	市営住宅は、低額所得者、高齢者、障がい者、外国人などの住宅確保要配慮者に対して供給しているため、生活に困窮している状況であるが、市営住宅入居者の納付意識を高め、収納率の向上に向けて取り組む必要がある。	口座振替制度利用の促進、滞納となった場合は各戸訪問、督促状や催告書の送付、また、分割納付など柔軟な対応により、収納率の向上を図る。	収納率：97.00%	収納率向上のための取組の継続	口座振替制度の利用促進を図るとともに、口座振替不能となった場合や納付期限までに納付がない場合は各戸を訪問し、納付相談を行うなど収納率の向上に努め、現年分の収納率は96.42%となった。	市営住宅使用料を3月以上滞納したときは市営住宅条例の規定に基づき市営住宅の明渡しを請求することができるため、再三の納付催告に反応がないなど、納付意識の改善がみられない入居者については、明渡し請求をする必要がある。しかしながら、市営住宅は低額所得者などの住宅確保要配慮者に対して供給していることから、分割支払いなどにより滞納額を増加させないよう柔軟な対応も併せて行う必要がある。	75%	収納率向上のための取組の継続	収納率向上のための取組の継続
34	医業未収金の徴収対策	II財政運営の強化	6.歳入確保の推進	地域医療部長	病院総務課長	医療センター地域医療部病院総務課医事グループ	未納者に対し、支払いを促す文書を積極的に送付するとともに、窓口においても支払督促を実施しているが、所在不明や金銭的な理由により支払いを滞納する者が増加しており、未収金の減少には至っていない。前期計画の目標である収納率90%も達成することできなかった。このことから、後期実施計画においても引き続き積極的な支払督促を実施するとともに、顧問弁護士に未収金回収業務を引き続	未納者に対し、支払いを促す文書を積極的に送付するとともに、窓口においても支払督促を実施しているが、所在不明や金銭的な理由により支払いを滞納する者が増加しており、未収金の減少には至っていない。前期計画の目標である収納率90%も達成することできなかった。このことから、後期実施計画においても引き続き積極的な支払督促を実施するとともに、顧問弁護士に未収金回収業務を引き続	収納率：90.00%	前期同様に過年度未収分だけではなく、現年度未収分を含めた顧問弁護士への委託	未納者に対し、積極的に医療費のお知らせを送付し、窓口における支払督促も行き、支払いを促した。また、未納者の洗い出しを行ったが、費用対効果を勘案し、回収委任を見送った。収納率90%の達成に努めたが、85.12%に留まり、目標の達成には至らなかった。 (令和6年5月末現在 収納率 99.76%)	未納者に対し、医療費のお知らせの送付等の取り組みを積極的に行なったが、様々な理由により過年度未収金が増加している。また、医療機関には応召義務があり、診療費の支払いが困難であることを理由に診療を断ることができないため、生活困窮者等が受診した場合には、回収が困難となり未収金が増加してしまう。また、回収委任においても、費用対効果を勘案して依頼を行っているが、未納者に督促等が行えない状況もみられるところから、未納を早期に把握し、督促を行うことが必要である。	75%	前期同様に過年度未収分だけではなく、現年度未収分を含めて顧問弁護士への委託、新たな回収方法等の検討	前期同様に過年度未収分だけではなく、現年度未収分を含めて顧問弁護士への委託、新たな回収方法等の検討
35	企業版ふるさと納税の活用	II財政運営の強化	6.歳入確保の推進	政策部長	政策推進課長	政策部政策推進課政策調整グループ	第2期亀山市まち・ひと・しごと創生総合戦略に位置付けた取組を推進するため、本市が行う地方創生の取組に対する法人からの寄附を促す制度（企業版ふるさと納税）を積極的に活用し、民間資金の獲得による歳入の確保を図っていく必要がある。	民間資金の獲得のため、市ホームページ・SNS等の活用による、全国の企業への本市地方創生の取組に対する寄附のためのPR	1件以上／年	市ホームページやSNS等の活用による、全国の企業への本市地方創生の取組に対する寄附のためのPR 内閣府の企業版ふるさと納税ポータルサイトへ本市の取組を掲載するとともに、PR用のパンフレットを作成し、亀山市雇用対策協議会に配布するなど、積極的な情報発信を行い、3件の寄附を受けることができた。（寄附金額は企業の意向により非公表）	内閣府の企業版ふるさと納税ポータルサイトへ本市の取組を掲載するとともに、PR用のパンフレットを作成し、亀山市雇用対策協議会に配布するなど、積極的な情報発信を行い、3件の寄附を受けることができた。（寄附金額は企業の意向により非公表）	企業版ふるさと納税の制度が、現在、令和6年度までとされている中、企業への効果的な働きかけに取り組むとともに、市ホームページやパンフレットにおける制度の紹介や主な寄附活用事業のPR及び国の「企業版ふるさと納税ポータルサイト」への掲載等、積極的な情報発信に取り組んでいく必要がある。	75%	市ホームページやSNS等の活用による、全国の企業への本市地方創生の取組に対する寄附のためのPR 内閣府の企業版ふるさと納税ポータルサイトへの本市の取組の掲載	市ホームページやSNS等の活用による、全国の企業への本市地方創生の取組に対する寄附のためのPR 内閣府の企業版ふるさと納税ポータルサイトへの本市の取組の掲載
36	ふるさと納税の推進	II財政運営の強化	6.歳入確保の推進	産業環境部長	産業環境部商工観光課商工業振興グループ	令和2年度の寄付金額は約300万円であったが、令和3年7月からシステムの委託やポータルサイトの増設（楽天）など新たな手法を取り入れた結果、令和3年度の寄附金額は約1,000万円になった。令和4年度の目標額を2,000万円としているものの、令和4年度上半期で約500万円という状況であり、伸び悩んでいる。	寄付金額を伸ばすため、返礼品の見直し及び開発、Web上の返礼品の画像のリニューアル、ポータルサイトの増設等の取り組みを図る。	寄付金額 R5年度：5,000万円 R6年度：7,500万円 R7年度：1億円	返礼品の見直し及び開発、Web上の返礼品の画像のリニューアル、ポータルサイトの増設	寄附金額は約4,100万円で、目標額には及ばなかった。しかし、新規事業者や返礼品の拡大を目指した結果、令和5年3月末現在では33事業者215品目であったが、令和6年3月現在は41事業者370品目となり、知名度貢献に寄与できた。	国の制度改正により、ふるさと納税に係る事務経費率を5割以内にするという基準に、新たにワンストップ特例事務や寄附金受領証の発行などの付随費用を事務経費に含めることになった。これにより、1~2月から寄附金額に対する返礼品の割合を、30%から23%へ引き下げざるを得なくなり、上半期の寄附金額は前年度の3.8倍であったが、下半期の推移は伸び悩んだ。今後、貴重な自主財源を確保すべく、寄附拡大に向け、返礼品の開発に加え、効果的なポータルサイトの運用や誘客促進につながる体験型の返礼品の拡充を図る。	50%	返礼品の見直し及び開発、Web上の返礼品の画像のリニューアル	返礼品の見直し及び開発、Web上の返礼品の画像のリニューアル	

具体的な取組		目標	重点方針	取組責任者		変更後取組部署	現状と課題	取組内容 (R5～R7)	目標指標	令和5年度				令和6年度	令和7年度
No	名称			正	副					年 度 計 画	年 度 末 実 績 (具 体 的 な 取 組 の 状 況 )	課 題 ・ 問 題 点	進 捗 率	年 度 計 画	年 度 計 画
37	市内への企業誘致の推進と新たな産業団地の確保に向けた検討	II財政運営の強化	6.歳入確保の推進	産業環境部長	産業環境部商工観光課長	産業環境部商工観光課商工業振興グループ	民間産業団地「亀山・関テクノヒルズ」を中心に企業誘致を進めてきたが、平成30年度に販売を開始した新分譲地10区画が完売になるなど、区画数も残りわずかとなつてから、新たな産業団地の確保に向けた検討を進めることから、新たな産業団地の確保に向けた検討が必要である。	本市の地理的優位性や高速道路等を生かし、積極的な市内への企業誘致を行う。また、新たな産業団地の確保に向けた検討を進める。	市内への進出企業数：6社（令和7年度末）	市内への企業誘致（2社） 新たな産業団地の確保に向けた検討	市内への新規企業は誘致できなかつたが、7社が操業を開始することができ、雇用確保など支援に努めることができた。今後の産業団地については、亀山・関テクノヒルズの開発者である住友商事株式会社と産業団地の開発の実現に向けて、協議を行つた。	産業団地の開発については、事業手法や資金調達、用地買収、道路や水のインフラ整備など、多くの課題があることから、今後も開発事業者や関係部署と慎重に検討する。	25%	市内への企業誘致（2社） 新たな産業団地の確保に向けた検討	市内への企業誘致（2社） 新たな産業団地の確保に向けた検討
38	地域資源を活かした観光プロモーションの強化	II財政運営の強化	6.歳入確保の推進	産業環境部長	産業環境部商工観光課長	産業環境部商工観光課観光・地域ブランドグループ	スマートフォンを活用した情報発信の普及と進化、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響の長期化により、ニューノーマル等、社会の変化に適応した観光政策の推進が求められている。一方、市独自の地域ブランド認定制度「亀山ブランド」による特産品等のブランド化を礎に、既存の特産品の販路拡大や新たな特産品の販路確保を切れ目なく支援することで、新たな価値を創出し、地域経済の活性化につなげていく必要がある。	魅力的な観光コンテンツの創出や来訪意欲の増進に向け、観光DXを推進とともに、SNSやインターネットでの情報発信力を強化する。 近隣自治体等と連携して回遊性の向上を図るとともに、個人訪問者をターゲットとした情報発信を行い、訪問客に魅力ある観光地として選ばれるプロモーション活動を進める。 亀山ブランドによる地域産品の価値を高めるとともに、発掘から販路開拓による一連の支援により、産業振興と地域の活性化につなげる。	観光入込客数：220,000人（R7年度） 観光協会ホームページ訪問者数：235,000人（R7年度） 地域ブランドの認定件数：57品目（R7年度）	関心層に対する、亀山ブランド等を交えた、亀山市の観光イメージの掘り下げ 非認知層に対する、著名なインフルエンサーを活用した、亀山市の観光認知度の向上 ブランド認定、ステップアップ支援、戦略的な情報発信、イベントの企画・実施	観光入込客数：213,712人 観光協会ホームページ訪問者数：248,438人 地域ブランドの認定件数：38品目	令和4、5年度に働きかけた関心層から低関心層までの全体について、学び、体験するコンテンツを造成・情報発信することで、亀山=アートの理解促進を図る必要がある。また、亀山市のブランドイメージ醸成から具体的な文化の深堀を図る取り組みを進める必要がある。 新たな商品の開発や、亀山ブランド認定品の売り上げを伸ばすための商品の魅力向上や販売手法・経路を増やす取り組みが求められている。また、特設コーナーに続く亀山ブランドを通じた市内への誘客にもつながる取り組みが必要である。	25%	プロモートコミュニケーションの継続、亀山市の認知度向上、発信する内容をイメージ主体から具体的な文化の深堀に変更 ブランド認定、ステップアップ支援、戦略的な情報発信、イベントの企画・実施	これまで醸成した亀山市の観光イメージを、実際に体験する場の提供、亀山市の文化について実体験、理解の醸成 ブランド認定、ステップアップ支援、戦略的な情報発信、イベントの企画・実施
39	学校給食費（現年分）の収納率の向上	II財政運営の強化	6.歳入確保の推進	教育部長	教育総務課長	教育委員会事務局教育総務課保健給食グループ	令和3年度から公会計化し、現年収納率は99.88%であった。保護者負担の公平性と学校給食の適切な運用のため、滞納の防止に取り組む必要がある。	保護者に対し給食費徴収への理解を求める文書を送付するとともに、原則、すべて口座振替とし、滞納者には再振替や督促状・催告状の送付を行う。また、電話催告や臨戸訪問、児童手当からの充当を行い、滞納の解消を図る。	収納率：99.9%	口座振替・再振替、督促状・催告状、電話催告・臨戸訪問、児童手当からの充当	原則、すべて口座振替とし、保護者あて文書には給食費徴収への理解を求める内容を記載した。また、滞納者には再振替、督促状、催告状の送付を行い、早期の電話催告と臨戸訪問を行うとともに、児童手当からの徴収申出等により、収納率は99.62%となった。	督促状や催告状の送付、再三の電話催告にもかかわらず滞納する事例が増加している。また、児童手当からの徴収申出は年々増加しているが、児童手当からの徴収申出を滞納者から得られない場合は徴収が困難となる。なお、令和6年6月分児童手当からの徴収予定額は令和6年度の歳入となるため、令和5年度決算においては未納額となる。	50%	口座振替・再振替、督促状・催告状、電話催告・臨戸訪問、児童手当からの充当	口座振替・再振替、督促状・催告状、電話催告・臨戸訪問、児童手当からの充当
40	図書館の蔵書充実のための財源確保	II財政運営の強化	6.歳入確保の推進	教育部長	図書館長	教育委員会事務局図書館	継続した資料収集保存及び提供を行う上で、雑誌スポンサー制度の見直しを行うとともに、財源確保など新たな仕組みを検討する必要がある。	幅広い利用者層に様々な図書館資料を提供できるよう、図書館の役割や趣旨に賛同いただける企業や団体等から資料等の寄贈提供を受けることやクラウドファンディング等の手法による資金調達を含めた財源確保の検討をする。	資金調達方法の検討結果の反映及び市保有媒体での広報の実施	寄贈資料の受け入れ基準を設定 雑誌スポンサー制度の見直し	寄贈資料の受け入れ基準については、「寄贈資料の取扱いについて」として受け入れの際の基準を定めた。また、雑誌スポンサー制度の見直しについては、見直しには至らなかった。	雑誌スポンサー制度には地域の企業や個人からの協力を得ていることから慎重な協議が必要である。 また、クラウドファンディング等を取り入れる場合においても確実な支援を受けられないことや継続的な支援の確保が見込めるのかの内容についても検討が必要である。	50%	クラウドファンディング等の資金調達方法の検討	クラウドファンディング等の資金調達方法の検討結果の反映

具体的な取組		目標	重点方針	取組責任者		変更後取組部署	現状と課題	取組内容 (R5～R7)	目標指標	令和5年度				令和6年度	令和7年度
No	名称			正	副					年 度 計 画	年 度 末 実 績 (具 体 的 な 取 組 の 状 況 )	課 題 ・ 問 題 点	進 捗 率	年 度 計 画	年 度 計 画
41	公共料金の支払一元化	II 財政運営の強化	7. 峰出の節減・重点化	会計管理者	-	会計課出納グループ	公共料金の支払い方法について、事業別予算のため各課で執行している。起票後会計課へ回付し支払を行っているため、各課での起票及び会計課での審査に時間を要している。また、支払い後の伝票処理や領収書貼り付け作業などの会計事務の効率化が必要である。	公共料金明細のデータを財務会計システムに取り込み、1つの部署で一括起票して支払うことによる事務の効率化を目指す。	伝票処理の効率化 領収書貼付け作業：330枚/月×5分=27.5時間/月	公共料金明細サービスの導入	各種公共料金の口座引き落としのためのデータ登録を行い、財務会計システムや公共料金明細データを受け取るための設定を行った。会計課にて公共料金のデータを抽出し、財務課契約管財Gにて財務会計システムから一括起票し支払を行い、光熱水費及び通信運搬費の口座振替による支払を開始した。	各種公共料金の支払処理の際に、支払期日まで日数が限られるため、各課において事前に料金を把握し、予算残高が不足する場合は早急に予算措置を行う必要がある。	75%	公共料金明細サービスの運用	公共料金明細サービスの運用
42	各種補助金の検証	II 財政運営の強化	7. 峰出の節減・重点化	総務財政部長	財務課長	総務財政部財務課財政行革グループ	補助金のあり方については、「補助金の適正化に関する基準」に基づき適正化を図っている。各種補助金の執行については、令和元年6月に「亀山市補助金等交付事務内部監査規程」を定め、関係法令、条例規則等の遵守及び適正な事務処理等の執行の監査を実施している。	費用対効果に基づいた補助金の検証を行うための取組方法の検討を行い、実施する。	年間2補助金の検証を実施	取組方法の検討	終期が設定されていない補助金等の交付要綱や交付基準に、2月末を目途に令和7年度末を終期として設定することを指示し、一部を除き実施した。（指定管理など契約期間が令和7年度末以降も継続しているものなどを除く）終期を設定することで、担当課とともに終期を迎える補助金の継続、廃止、内容の変更を、補助金の目的や効果の視点から重点的に検討することとした。	今後、長期間要綱等の見直しのされていない補助金について、補助対象や補助割合などの見直しを図るが、実状に合わせた見直しが必要であることから、担当課との調整に時間を要することが想定される。	50%	実施（年間1補助金）及び取組方法の検証	実施（年間2補助金）
43	河川等維持管理工事補助金交付要綱の策定	II 財政運営の強化	7. 峰出の節減・重点化	建設部長	土木課長	建設部土木課河川流域グループ	近年の集中豪雨による河川等破損や水路周辺の荒廃山林及び休耕田による水路機能の維持不足が増大しており、修繕費用が拡大の一途をたどっている。	河川等の維持管理に参画していくだけの、自治会に対して修繕工事に要する費用の一部を補助するための補助金交付要綱の策定を行う。市単独工事ではなく、自治会への交付金支給による地元施工となることで、迅速修繕かつ費用削減となり、市民協力のもと市財政の峰出の抑制を図る。	要綱策定	要綱条件の検討	市の管理する法定外水路などの維持管理を協力していただく自治会に対して、修繕工事等に要する費用の一部を補助するため、地元要望事項や補助対象とする工事内容の精査、限度額の検討、補助回数の検討の整理を行った。	特になし	100%	府内各種要綱との整合	要綱策定
44	国民健康保険税（現年分）の収納率の向上	II 財政運営の強化	8. 特別会計・企業会計等の経営健全化	市民文化部長	市民課長	市民文化部市民課国民健康保険グループ	国民健康保険事業特別会計の健全な運営のため、「三重県国民健康保険運営方針」で設定されている国民健康保険税（現年分）の目標収納率の達成に向けて、収納率の向上に取り組む必要がある。	年間徴収計画に基づく収納率向上の取組を実施することにより、目標収納率の達成に努める。	目標収納率（県運営方針）の達成	目標収納率（県運営方針）の達成に向けた収納率向上の取組	令和4年度から徴収業務を収納対策Gへ一元化し、収納率が向上した（前年度比0.26ポイント）。また、昨年に引き続き、資格重複者に資格喪失手続きの案内文書を送付し、職権喪失の処理を行うことで、未納分調定額を減額し、収納率向上に努めた。	県運営方針の目標収納率が高め（97.27%）に設定されているため、収納率向上に努めているが、達成は困難な状況にある。	100%	目標収納率（県運営方針）の達成に向けた収納率向上の取組	目標収納率（県運営方針）の達成に向けた収納率向上の取組

具体的な取組		目標	重点方針	取組責任者		変更後取組部署	現状と課題	取組内容 (R5～R7)	目標指標	令和5年度				令和6年度	令和7年度
No	名称			正	副					年 度 計 画	年 度 末 実 績 ( 具 体 的 な 取 組 の 状 況 )	課 題 ・ 問 題 点	進 捗 率	年 度 計 画	年 度 計 画
45	国民健康保険税の適正な負担	II 財政運営の強化	8. 特別会計・企業会計等の経営健全化	市民文化部長	市民課長	市民文化部市民課国民健康保険グループ	国民健康保険事業を持続的に安定的に運営するため、被保険者の高齢化や医療の高度化による医療給付等の増加等を把握し国民健康保険税の適正な負担を検討する必要がある。しかし国民健康保険被保険者は、退職者や年金生活者が多く所得水準が低いなど国保財政の構造的課題があり税率改正は慎重に行う必要がある。	毎年度、県が示す国民健康保険事業納付金及び標準税率と現行税率との比較することにより国保財政の健全な財政運営を取り組む。また、令和6年度から廃止の激変緩和措置に対応するため、税率改正を検討する。	保険収納率向上や医療費の適正化を図るなどの国民健康保険事業の財政基盤強化による安定的な国保財政の運営	激変緩和措置が無くなった後も国民健康保険事業納付金及び標準税率の推移を検証した。	国民健康保険事業納付金及び標準税率の推移を検証した。	国民健康保険の被保険者は、退職者や年金生活者が多く所得水準が低いなどの構造的課題があることから、税率改正については慎重な検討が必要である。また、令和6年度に激変緩和措置が無くなったことに加え、被保険者の高齢化や医療費の高度化等の影響から、国民健康保険事業納付金の額が年々増加しており、国民健康保険事業運営基金の残高を見ながら、来年度以降の税率改正を検討する必要がある。	100%	国民健康保険事業の更なる財政基盤の強化	国民健康保険事業の更なる財政基盤の強化
46	データヘルス計画に基づく保健事業の実施	II 財政運営の強化	8. 特別会計・企業会計等の経営健全化	市民文化部長	市民課長	市民文化部市民課国民健康保険グループ	第2期データヘルス計画の終期が令和5年度であるため、第3期データヘルス計画を策定するとともに、被保険者の健康増進と医療費の適正化を図る必要がある。	第3期データヘルス計画を策定するとともに、データヘルス計画で取り組むこととしている特定健診未受診者対策及び特定保健指導未利用者対策などの保健事業を実施し、医療費の適正化を図る。	特定健診受診率：65% 特定保健指導利用率：60%	第3期データヘルス計画の策定 デジタル技術を活用するなどした健診を受診しやすい環境の整備	特定健診受診率等の向上に向け、健診の実施期間の延長やナッジ理論を活用した6種類の受診勧奨通知の他、未受診者を対象にアンケート調査を行った。生活習慣病治療中断者に対して適切な医療機関への受診を促し、生活習慣病の重症化の防止と医療費適正化に努めた。	アンケートの調査結果から、特定健診を受診しなかった理由として「かかりつけ医で定期的に受診していたから」との回答が多く、そのうち、「かかりつけ医で定期的に受診しているが特定健診の対象になることを知らなかった」と回答した人が多かったことから、通院している未受診者に対する対策が課題である。 通院とは別に、定期的な特定健診の受診が生活習慣病の早期発見につながることを周知する等、受診勧奨方法を検討する必要がある。	100%	第3期データヘルス計画に基づく特定健診未受診者対策及び特定保健指導未利用者対策等の保健事業実施による医療費の適正化	第3期データヘルス計画に基づく特定健診未受診者対策及び特定保健指導未利用者対策等の保健事業実施による医療費の適正化
47	収納率向上による水道事業の健全かつ安定的な運営	II 財政運営の強化	8. 特別会計・企業会計等の経営健全化	上下水道部長	上水道課長	上下水道部上水道課上水道管理グループ	給水人口の減少とともに水道使用量が減少していく中で、事業経営の根幹をなす水道料金収入を確保していく必要がある。	督促、催告、戸別訪問、停水等による未納料金削減に取り組むとともに、適正な水道料金の検証を行う。	収納率目標値:99.40% 収納率：99.40%	収納率目標値:99.40% 収納率：98.47% 停水、訪問徴収等の取組	毎月2回の停水執行を含めた訪問：310件（うち停水執行：98件） 使用中止者における水道料金未納者への文書送付による納付催告の実施：103件 現行の水道料金の妥当性を検証した。	水道料金未納者のうち、水道使用中止者に対して納付催促文書及び納付書の送付を実施したこともあり、収納率は昨年度に比べてやや増加したが、水道使用中止後に転居を繰り返す者などは、所在地の確認が困難であるため、限られた人員での業務を行うことに限度がある。	100%	収納率目標値:99.40% 停水、訪問徴収等の取組	収納率目標値:99.40% 停水、訪問徴収等の取組
48	有収率向上による水道事業の健全かつ安定的な運営	II 財政運営の強化	8. 特別会計・企業会計等の経営健全化	上下水道部長	上水道課長	上下水道部上水道課上水道工務グループ	水道管の老朽化とともに増加する地中の漏水は、発見が難しいため地表に漏出してから修繕する場合が多いが、早期発見・早期修繕により漏水を削減していく必要がある。	年次計画により漏水調査を行い、早期発見・早期修繕に取り組む。	有収率目標値:91.4% 有収率：92.3%	有収率目標値:91.4% 漏水調査：第2水源区域 漏水箇所の修繕	・令和5年度は、第2水源区域で漏水調査を行い、発見した漏水箇所（N=11箇所）は、有収率向上を図るため、年度内に早期修繕を行った。 ・令和5年度有収率：89.4%	漏水調査により発見した漏水箇所は、有収率向上を図るため、早期に修繕を行ったが、有収率は令和4年度と比べて0.3%低下した。地中漏水は、発見が困難であるとともに、水道管の老朽化により漏水が増加することも想定されることから、継続的に取り組んで行く必要がある。 しかし、早期に修繕を行っているにもかかわらず、ここ数年の有収率は90%前後でとどまっており、目標有収率に及んでいない。	100%	有収率目標値:91.8% 漏水調査：加太・坂下水源区域 漏水箇所の修繕	有収率目標値:92.3% 漏水調査：閔第1・2・3水源区域 漏水箇所の修繕

具体的な取組	目標	重点方針	取組責任者	変更後取組部署	現状と課題	取組内容 (R5-R7)	目標指標	令和5年度	令和6年度	令和7年度				
No	名称		正	副				年 度 計 画 ( 具 体 的 な 取 組 の 状 況 )	課 題 ・ 問 題 点	進 捗 率	年 度 計 画	年 度 計 画		
49	農業集落排水事業の健全かつ持続可能な経営	II財政運営の強化	8.特別会計・企業会計等の経営健全化	上下水道部長	上下水道部下水道課長	農業集落排水事業の経営の健全化を図るために、施設の適切な機能保全とライフサイクルコストを低減し、計画的な更新を行うことで費用の平準化を図る。また、使用料収納など財源確保に努め、持続可能な経営が必要である。	農業集落排水事業の経営の計画性・透明性の向上を図るために、最適整備構想を基に策定した機能強化事業計画に基づき、施設を計画的に更新する。また、使用料収納など財源確保に努め、持続可能な経営を目指す。	事業計画に基づく整備執行 経営基盤の強化に取り組む 収納率目標は農業集落排水施設使用料:99%。	老朽化等により機能低下した施設の適切な維持管理を図るため、機能強化対策事業計画に基づき、辺法寺地区処理場、白木地区処理場、上太加処理場において機器の一部の更新工事を行った。また、維持管理適正化計画(第1期)を策定し、維持管理の効率化・適正化に向けた検討を行った。 使用料の収納率の向上のため、督促状や催告状の送付、支払督促等などを行った。(農業集落排水施設使用料収納率 99.5%)	交付金の内示率が年々減少傾向にあり、国の補正または制度改革等の情報をいち早く収集し財源確保に努める。また、機能強化対策工事の機器類の一部については、工場稼働状況の悪化及び物流の停滞により資材の入手に日数がかかることが想定されていたため、早期工事発注に努め施設を持続的に機能保全していくためにも、機能強化対策事業計画に基づき事業を推進していくことが必要である。 人口減少に伴う使用料収入の減少や一般会計からの繰入金など経営環境が厳しさを増す中にあって、施設の老朽化に伴う更新費用が今後ますます増加することが見込まれることが課題である。	75%	事業計画に基づく整備執行 滞納者へ電話、催告状の送付等による納付勧奨、収納率の向上	事業計画に基づく整備執行 滞納者へ電話、催告状の送付等による納付勧奨、収納率の向上 公共下水道に接続予定の地域住民への説明等の実施	
50	公共下水道事業の健全かつ持続可能な経営	II財政運営の強化	8.特別会計・企業会計等の経営健全化	上下水道部長	上下水道部下水道課長	三重県生活排水処理アクションプログラムにおいて、生活排水処理施設の早期概成を目指すとともに、効率的な維持管理・経営についても考慮するよう示されていることから、亀山市公共下水道事業計画に基づき、下水道未普及地域での計画的な整備を行っていく必要がある。また、下水道への接続促進及び使用料収入など財源確保に取り組むことで経営の健全化を図っていく必要がある。	亀山市公共下水道事業計画に基づき、下水道未普及地域での計画的な整備を行うとともに、下水道への接続促進及び使用料収入の確保に向け取り組む。また、併せて経営戦略を基に持続可能な経営を目指す。	事業計画に基づく整備執行 経営基盤の強化に取り組む。収納率目標は公共下水道使用料99%。	国庫補助金の財源確保に努め、一部区域において工事が繰り返されたが、川崎町・阿野田町・天神三丁目ほか地区において下水道未普及地域で約3.7kmの管渠整備を実施し、整備(供用)面積で17.1haの公共下水道整備の進捗が図れた。 供用開始後の公共ます設置工事費用を原則自費工事と制度を改正することで、工事費用の削減に繋がる見込みである。また、使用料収納率の向上のため、督促状や催告状の送付等を行った。(公共下水道使用料収納率 99.6%)	交付金の内示率が年々減少傾向にあり、国の補正または制度改革等の情報をいち早く収集し財源確保に努める。計画的に整備を推進することはできたが、快適な生活環境と健全な水環境を維持するためには、公共下水道普及率の向上が必要である。 しかしながら、高齢者の世帯や合併処理浄化槽普及により接続を拒む世帯も少なくない。 下水道への早期接続について、地域説明会などでより一層下水道事業への理解を深めてもらい、使用料収入による継続的な財源確保が必要である。	75%	事業計画に基づく整備執行 下水道への接続促進及び使用料収入などの財源確保	事業計画に基づく整備執行 下水道への接続促進及び使用料収入などの財源確保	
51	経常収支比率100%及び医業収支比率90%の達成	II財政運営の強化	8.特別会計・企業会計等の経営健全化	地域医療部長	医療センター病院総務課長	令和3年度決算においては、経常収支比率が100.43%、医業収支比率が89.01%であり、年々改善しているが、新型コロナ感染症対策にかかる県補助金の活用など一時的な収益による改善であることから、常勤医師を確保し、診療体制の充実を図るなど、更なる収支改善が必要である。	医師確保等に努めるとともに、鈴鹿区域地域医療構想に基づき、亀山市立医療センターアクションプラン(公立病院経営強化プラン)を策定し、同プランに設定した数値目標を達成できるよう経営改善の取組を推進する。	経常収支比率:100%、医業収支比率:90%	医師確保による医業収益の改善・効率的な施設運用による経費節減	令和5年度も新型コロナ感染症対策に積極的に取り組み、県補助金等の収益を確保することができた。また、滋賀医科大学と連携し常勤の整形外科医2名の配置など診療体制を拡充したことにより、医業収益が増収となった。 支出については、委託料の仕様内容の見直し等により経費を削減し経営の健全化を図った。 令和5年度経常収支比率:100.31%、医業収支比率:90.38%	新型コロナウイルス感染症対策に係る県補助金等が令和6年度以降は廃止されることから、引き続き医師等人材を確保し、より安定的な収益を確保する必要がある。 支出については、人件費の上昇や原材料費等の高騰もあるため、節電や委託及び賃貸借契約の仕様内容を見直す等、経費の節減に努め、令和5年度に策定した亀山市立医療センター経営強化プランを推進することにより経営改善に取り組む必要がある。	100%	継続及び更なる検討	継続及び更なる検討
52	公共施設等総合管理計画の推進	III既成概念からの脱却	9.公有資産マネジメントの推進	総務財政部財務課長	総務財政部財務課契約管財グループ	本市では、旧亀山市、旧関町のそれぞれが「フルセット」で整備してきた各公共施設を引き継いだことから、類似施設を保有しており、将来世代に過度な負担を強いいることがないよう、財政構造の変化、公共施設への市民ニーズの量や質の変化を捉え、公共施設のマネジメントを推進していく必要がある。	公共施設等総合管理計画及び公共施設等総合管理計画の進捗管理と公共施設の状況変化に対応した計画の見直しを行う。	計画に定めた進捗の推進(年1回)	本計画と個別施設計画の進捗管理と公共施設の状況変化に対応した計画の見直し	学校施設等長寿命化計画の策定や公共施設LED化推進事業といった施設の長寿命化にかかる取組や新庁舎整備基本計画の策定など施設総量の削減にかかる取組など、計画に位置付ける取組の進捗管理を行った。	学校施設や行政庁舎のみならず、老朽化が進むその他の施設についても、再編等の方向性について検討する必要がある。また、検討については、計画で定める再編方針を踏まえた上で、庁内横断的な調整を図り進める必要がある。	25%	本計画と個別施設計画の進捗管理と公共施設の状況変化に対応した計画の見直し	本計画と個別施設計画の進捗管理と公共施設の状況変化に対応した計画の見直し

具体的な取組		目標	重点方針	取組責任者	変更後取組部署	現状と課題	取組内容 (R5～R7)	目標指標	令和5年度				令和6年度	令和7年度	
No	名称			正	副				年 度 計 画	年 度 末 実 績 (具 体 的 な 取 組 の 状 況 )	課 題 ・ 問 題 点	進 捗 率	年 度 計 画	年 度 計 画	
53	消防団施設の見直し	III既成概念からの脱却	9. 公有資産マネジメントの推進	消防部長	消防本部消防総務課長	消防部	消防団は、地域における消防防災体制の中核的存在として果たす役割は大きく、「消防団を中核とした地域防災の充実強化に関する法律」の趣旨を踏まえ、施設の充実を推進する必要があるが、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに適正な配置を実現することが必要である。	消防団詰所・消防車庫の老朽化に伴う機能低下を防ぐため、改修などによる施設の長寿命化を推進するほか、人口減少による地域の実情や活動の効率性を考慮し、消防団組織の再編の動向も踏まえた上で、施設や設備の統廃合に着手する。	消防団詰所・消防車庫の老朽化に伴う機能低下を防ぐため、改修などによる施設の長寿命化を推進するほか、人口減少による地域の実情や活動の効率性を考慮し、消防団組織の再編の動向も踏まえた上で、施設や設備の統廃合に着手する。	長寿命化の推進	消防団詰所・消防車庫の老朽化に伴う機能低下を防ぐため、消防団からの要望を踏まえ、既決予算内で小規模な修繕を進めた。また、継続的に施設の長寿命化が推進できるよう優先順位を検討したうえで、改修に要する費用を予算化した。	各分団の拠点となる施設の長寿命化を推進するとともに、個々の施設の統廃合に関する検討も進める必要がある。	50%	長寿命化の推進 個々の施設の方向性の検討 検討結果に基づく見直しの実施	長寿命化の推進 個々の施設の方向性の検討 検討結果に基づく見直しの実施
54	小学校プール施設の統廃合の検討	III既成概念からの脱却	9. 公有資産マネジメントの推進	教育部長	教育委員会事務局教育総務課教育総務グループ	教育部	各小学校のプール施設について、新施設を除き老朽化が進んでいる。通常のメンテナス費用等に加え、今後多額の更新費用が見込まれる。	市内小学校のプール施設の統廃合、民間を含めた受け入れ可能な施設の利用について検討する。	統廃合及び民間施設の利用について、長寿命化計画に基づいた調査後、一定程度の方向性を決定	長寿命化計画の策定、プール施設の老朽化状況の把握	学校施設等長寿命化計画を策定し、その中でプール施設の老朽化状況の把握、また、実施計画の策定に向けた方針案を作成した。	・民間受入れ施設が市内に少なく、全児童受入れが困難である。親子方式等の対応が必要である。 ・児童の移動時間を考慮し、授業数の確保が可能か判断する必要がある。 ・消防水利、災害時における避難所対応等、使用しなくなる方向の学校プールの在り方について、調整が必要である。	100%	統廃合及び民間施設の利用について一定程度の方向性についての検討	統廃合及び民間施設の利用について一定程度の方向性の決定
55	医療センター施設設備の長寿命化	III既成概念からの脱却	9. 公有資産マネジメントの推進	地域医療部長	医療センター地域医療部病院総務課病院総務グループ	地域医療部	防犯カメラ更新工事や病棟共用トイレ改修工事、外壁等塗装及び污水配管更新工事など、施設設備の長寿命化を図ったが、耐用年数を超える老朽化が進む他の施設設備についても、計画的な改修等が必要である。	エレベータ他老朽化が進んだ基幹的設備について、企業債を積極的に利用する等の資金計画を含めた改修計画を立て施設設備の長寿命化を図っていく。	緊急性の高い修繕工事から順次実施できるよう計画し、施設の長寿命化を図る	エレベータ更新工事契約・設計	エレベータ更新工事について令和5年8月に契約締結し、施工業者と令和6年度の施工に向け詳細な打合せを行った。	施設の築年数が30年以上経過し老朽化が進んでおり、改修に多大な費用を要するため、病院の資金状況等を踏まえ計画的に改修する必要がある。 また、器械備品についても、耐用年数を経過している物が多く、使用頻度等を考慮して計画的に更新する必要がある。	100%	エレベータ更新工事施工	起債を活用し緊急性の高い工事の実施について検討・実施
56	公共施設LED化の推進	III既成概念からの脱却	9. 公有資産マネジメントの推進	総務財政部長	総務財政部財務課契約管財グループ	総務財政部	蛍光灯器具の生産が終了する中、公共施設の照明については、CO2排出量や消費電力量の削減効果が高いLED化へ更新する必要がある。	LED化によるCO2排出量や消費電力の削減効果が大きい施設の更新及び未更新施設への導入検討	LED照明への更新施設数(64施設)	LED照明への更新(37施設)	更新を予定していた小中学校や子育て支援施設、消防庁舎など37施設について、計画どおり照明のLED化を図った。これにより対象施設の消費電力量やCO2削減につながった。	LED照明への更新作業の最終年次となる令和6年度は、コミュニティセンターや市立医療センター、文化会館等を予定していることから、施設利用への影響が最小限となるよう作業時期等について調整を図る必要がある。また、本事業の対象施設から除外した比較的小規模な公共施設等のLED化について検討する必要がある。	50%	LED照明への更新(27施設)	未更新施設のLED化について検討

具体的な取組		目標	重点方針	取組責任者		変更後取組部署	現状と課題	取組内容 (R5～R7)	目標指標	令和5年度				令和6年度	令和7年度
No	名称			正	副					年 度 計 画	年 度 末 実 績 ( 具 体 的 な 取 組 の 状 況 )	課 題 ・ 問 題 点	進 捗 率	年 度 計 画	年 度 計 画
57	公共施設の跡地利用	III既成概念からの脱却	9. 公有資産マネジメントの推進	総務財政部長	財務課長	総務財政部財務課契約管財グループ	旧図書館や旧市営住宅などの公共施設跡地等について、有効活用を図る必要がある。	公共施設跡地等について、庁内検討委員会において、今後の活用方針等を決定する。	跡地活用等を決定した公共施設跡地：3件	庁内検討委員会において、公共施設跡地等の活用についての検討（1件）	庁内検討委員会において検討を行い、旧図書館を児童センターとして整備するとともに、市営若草住宅の一部を観光駐車場として活用することを決定した。	現在、市が保有する市営住宅跡地等の未利用地については、全庁的に情報共有を図った上で今後の方向性を決定とともに、活用が見込めないと判断した未利用地は積極的に民間への売却や貸付を検討する必要がある。	25%	庁内検討委員会において、公共施設跡地等の活用についての検討（1件）	庁内検討委員会において、公共施設跡地等の活用についての検討（1件）
58	新庁舎整備の推進	III既成概念からの脱却	9. 公有資産マネジメントの推進	総務財政部長	財務課長	総務財政部財務課契約管財グループ	現本庁舎は、老朽化や狭隘化等の課題を抱えていることから、行政サービスや防災の拠点となる新庁舎整備を進めていく必要がある。	新庁舎整備基本計画に基づき、建設予定地を決定し用地取得を行うとともに、基本設計に向けた条件整理を行う。	新庁舎建設予定地の用地取得率：100%	建設予定地の決定	5か所の建設候補地について比較検討を行い、「亀山駅周辺」を新庁舎の建設予定地（エリア）に選定した。	建設予定地（エリア）である「亀山駅周辺」において、具体的な建設場所を決定し、地権者と交渉の上で用地を確保する必要がある。また、基本設計の諸条件となる庁舎の規模や階層、集約すべき行政機能などは、基本計画において示した整備方針を前提に、用地確保の状況や本市の財政状況を踏まえ整理する必要がある。	25%	用地交渉・用地取得	用地交渉・用地取得
59	学校施設の長寿命化	III既成概念からの脱却	9. 公有資産マネジメントの推進	教育部長	教育総務課長	教育委員会事務局教育総務課教育総務グループ	学校施設については、今後、法定耐用年数を迎える施設の増加が見込まれる。耐用年数を延伸することを前提とした予防保全型管理を行うとともに、改修予算の平準化を図るために、計画的に改修等を行う必要がある。	学校施設の長寿命化計画を策定し、改修の要否を把握した上で、計画的な改修により施設の保全管理を行う。	計画に基づく保全管理	長寿命化計画の策定	学校施設等長寿命化計画を策定した。	計画策定の結果、近々に長寿命化改修等を実施することが望ましい校舎が多数あり、市予算やマンパワー等を含めて、事実上可能な改修計画の方向性を改めて決定する必要がある。	100%	計画に基づく保全管理	計画に基づく保全管理
60	総合防災情報システムの構築	III既成概念からの脱却	10. 事業のスクラップ&ビルド	危機管理監	防災安全課長	防災安全課防災安全グループ	防災行政無線の機器の老朽化や電波法改正への早急な対応等の既存機器の持つ課題のほか、情報伝達の地域不均衡の解消や情報弱者への情報伝達の確保が必要である。また、かめやま・安心めーる、ケーブルテレビ、ホームページ、防災行政無線等の効率的な運用も必要である。	亀山市役所を基地局とした防災行政無線を基本としつつ、インターネットを活用した様々な情報伝達手段を重層的に組み合わせた、市民に広く情報を伝達するシステムを構築する。	防災行政無線の整備と合わせ、SNSを活用する等新たな情報収集手段や、情報弱者への伝達システムの整備業務のワンオペレーション化	防災情報伝達システム実施設計	令和6年能登半島地震を教訓として、整備方針の再検討を行うとともに、実施設計の変更を行った。また、情報弱者（避難行動要支援者）への情報及び収集など、整備方針に示す事項の具体化と実効性を確認した。	発災初動の段階や発災以降において主要地域に広く伝えるだけでなく、孤立する恐れの高い地域等にも等しく情報が伝達されることが重要であるとの考え方の下、地域特性が及ぼす情報伝達に与える影響を考慮しながら、防災情報伝達システム整備方針を抜本的に見直した上で、システム整備を進める必要がある。	100%	防災情報伝達システム整備工事	防災情報伝達システム整備工事

具体的な取組		目標	重点方針	取組責任者		変更後取組部署	現状と課題	取組内容 (R5~R7)	目標指標	令和5年度				令和6年度	令和7年度
No	名称			正	副					年 度 計 画	年 度 末 実 績 ( 具 体 的 な 取 組 の 状 況 )	課 題 ・ 問 題 点	進 捗 率	年 度 計 画	年 度 計 画
61	総合保健福祉センター機能の在り方の検討	III既成概念からの脱却	10. 事務事業のスクラップ&ビルド	健康福祉部長	地域福祉課長	健康福祉部地域福祉課福総務グループ	総合保健福祉センターあいあいは、2000年12月(平成12年)に建てられ、20年以上経過している。施設内には、温泉施設をはじめ、足湯、トレーニング室、カラオケ室などがあり、今後の施設管理を行うに当たり、社会情勢や利用実態に合わせた各施設の必要性や在り方について検討し、機能を見直す必要がある。	温泉施設の今後の運営の仕方や老朽化が進んでいる各施設の維持管理について、利用者のニーズを把握する観点から市民を含めたワーキンググループ会議を開催し、施設機能の見直しなどの方針をとりまとめた上で、機能見直しを行う。	機能見直し：方針とりまとめ・実施	調査・検討を行った機能見直しに関する調査結果を踏まえた、具体的な方向性を見出す検討	利用者の状況や令和6年度からの子ども未来部の設置に伴い、トレーニング室を子ども未来部の執務室へ、視聴覚室を書庫へ、いきがい工作室をボランティアルームへ転用した。	利用状況を鑑み、利用の転用を行ったが、今後についても、利用者のニーズを把握する必要があり、よりニーズに沿った活用ができるよう、機能見直しを行う必要がある。	50%	機能見直しに係る具体的な検討結果に基づく、現施設機能の転換や見直し	機能見直しの状況の検証
62	重度心身障害者介助者手当等の見直し	III既成概念からの脱却	10. 事務事業のスクラップ&ビルド	健康福祉部長	地域福祉課長	健康福祉部地域福祉課障がい者支援グループ	重度心身障害がい者（児）の介助者に介助者手当を支給している。近年、在宅での障がい福祉サービス等が充実し介助者の負担が軽減され、介助者手当の支給制度のあり方を見直す必要がある。	障がい者等が安心して地域で生活できるよう障がい者やその家族のニーズを把握するとともに、重度心身障害者介助者手当等の支給制度を見直し、新たな事業の構築を図る。	重度心身障害者介助者手当等の廃止及び新たな事業の実施	障がい者等と介助者等のニーズに対応した事業及び重度心身障害者介助者手当等の廃止に関する検討及び提案	・令和3年度に実施したアンケート結果に基づき、障がい者等を主に介助している人のニーズの調査・分析。 ・重度心身障害者介助者手当を廃止しようとする場合の代替事業や参考とする先行事例、手法等に関する検討。	重度心身障害者介助者手当等の廃止及び新たな事業の実施	25%	重度心身障害者介助者手当等の廃止及び代替事業の実施	
63	事務事業点検制度の実施	III既成概念からの脱却	10. 事務事業のスクラップ&ビルド	総務財政部長	財務課長	総務財政部財務課財政行革グループ	行政経営資源の優先的かつ効果的な再配分に資するため、本市が実施する事務事業に対し、PDCAサイクルのチェックの機能を強化し、個々の事務事業の検証を行う必要がある。	本市が実施する事務事業の妥当性等について、客観的な点検を行い、当該点検結果を検証した上で事務事業の改善につなげる。	事務事業点検の実施：2回	第1回事務事業点検の実施	事務事業評価対象事業のうち、外部点検を行うべき事務事業の提案を職員から募り、一般財源額の大きさや施策体系上の事業分野のバランスなどを総合的に勘案して6事業を選定した。その上で、外部点検委員による事業の「有効性」の検証を実施した。	個々の事務事業に関する担当部署の説明については、事実関係や関連数値等の把握が十分でないと思われるものが一部に見受けられた。 次回の点検においては、正確かつ論理的に説明できるよう、入念に準備をする必要がある。また、次回の対象事業については、関連する事務事業を含めた周辺分野における複数の事務事業を幅広い視野で点検する手法を、事業選定の際に検討する必要がある。	100%	第1回事務事業点検の検証 第2回事務事業点検の実施	第2回事務事業点検の検証
64	土地利用集積推進補助金の見直し	III既成概念からの脱却	10. 事務事業のスクラップ&ビルド	産業環境部長	農林振興課長	産業環境部農林振興課農林政策グループ	昨今の全国的な農地利用集積は、農地中間管理事業の推進に関する法律の利用を推進しているが、これまでに本市の当該法律を利用した農地利用集積はごくわずかである。令和7年度に農地中間管理事業への切替が見込まれており、更に切替を促進するため、補助金制度を見直す必要がある。	農地中間管理事業の推進に関する法律の利用の促進のため、農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定や農地法等に対する補助金の見直しを行う。	補助金要綱の見直しの実施	補助金要綱見直しの周知	補助金の見直し方法の検討を実施。	補助金の見直し内容の調整のため、具体的な周知まで至らなかった。令和6年度中に周知を実施する。	25%	補助金要綱の見直し（R7.4.1施行）	

具体的な取組		目標	重点方針	取組責任者		変更後取組部署	現状と課題	取組内容 (R5～R7)	目標指標	令和5年度				令和6年度	令和7年度
No	名称			正	副					年 度 計 画	年 度 末 実 績 (具 体 的 な 取 組 の 状 況 )	課 題 ・ 問 題 点	進 捗 率	年 度 計 画	年 度 計 画
65	新たな官民連携手法の検討	III既成概念からの脱却	11. PPP (官民連携)の導入促進	総務財政部長	財務課長	総務財政部財務課財政行革グループ	市民サービスの向上や経費の削減を進めため、国や県等における民間活力活用の動向や市の様々な取組状況を踏まえて、新たな民間活力の活用による多様な主体との連携について、検討を重ねる必要がある。	民間の持つ多種多様なノウハウ・技術を活用することで、市民サービスの向上や経費の削減につなげるため、新たなPPP(官民連携)手法の検討及び現行の手法の見直しを行う。	官民連携手法の調査・研究 官民連携手法の見直し	官民連携手法の調査・研究 官民連携手法の見直し	新たな官民連携手法を検討するため、関連するセミナーへ参加するなど、調査・研究を行った。	引き続き、新たな官民連携手法の調査・研究を進めるとともに、必要に応じて「民間活用指針」の見直しを検討する必要がある。	75%	新たな官民連携手法の検討	新たな官民連携手法の検討及び手法の見直し
66	民間借上げ型市営住宅の推進	III既成概念からの脱却	11. PPP (官民連携)の導入促進	建設部長	建築住宅課長	建設部建築住宅課住まい推進グループ	市営住宅は、低額所得者、高齢者、障がい者、外国人などの住宅確保要配慮者に対し、供給しているが、耐用年数を超過し老朽化が進んできており、需要に応じた民間賃貸住宅を活用した住宅の確保が必要である。	民間賃貸住宅を活用した市営住宅の確保及び住み替えを推進するとともに、耐用年数を超過し老朽化した市営住宅の用途廃止を行う。	民間借上げ型市営住宅戸数：134戸（※累計）	民間賃貸住宅確保のための借上型市営住宅事業の周知（民間借上げ型市営住宅戸数：110戸）	市内事業者から事業計画申請があったため、8月に借上型市営住宅選定委員会を開催し、審査の結果、1棟5戸の民間賃貸住宅が採用決定となった。また、ホームページの閲覧等により本事業に興味をもった市内外の事業者に対して事業概要等の説明を行った。	民間賃貸住宅を市営住宅として借上げるにあたっては、事業者の協力が不可欠であるが、コロナ禍を経て建築資材の高騰、人手不足等により、事業計画の申請に繋がらない状況である。 しかしながら、耐用年数が超過し老朽化した市営住宅からの住み替え、用途廃止を行うためにも、引き続き不動産貸付業者を中心、幅広い事業者に向けて事業概要等の説明などの働きかけを行い、民間賃貸住宅を活用した住宅の確保に努める必要がある。	50%	民間賃貸住宅確保のための借上型市営住宅事業の周知（民間借上げ型市営住宅戸数：120戸）	民間賃貸住宅確保のための借上型市営住宅事業の周知（民間借上げ型市営住宅戸数：134戸）
67	広域連携の検討	III既成概念からの脱却	12. 新たな自治体間連携の検討	政策部長、総務財政部長	政策推進課長、総務課長	政策部政策推進課政策調整グループ、総務財政部総務課人事給与グループ	人口減少・税収減が見込まれるなか、限られた経営資源を活用して持続可能な行政サービスを提供していくためには、自治体間の連携協力により、市民サービスの向上や業務の効率化を進める必要がある。	鈴鹿亀山地区広域連合と連携を図りながら、広域的な取組を必要とする事務事業について検討を行う。	広域連携について具体的に検討を行った事務事業の数：1業務	鈴鹿亀山地区広域連合と連携を図りながら、広域連携により効率化が期待できる具体的な取組についての検討	鈴鹿亀山地区広域連合における業務を円滑に進めることができるよう、派遣職員を1名増員する検討をした。 また、新たな分野における広域連携については、企画担当課長会議を通じて、広域連合・鈴鹿市・亀山市の3者で意見交換を行ったものの、具体的な検討には至っていない。	鈴鹿市と協議を行い、鈴鹿亀山地区広域連合の業務が円滑に進むよう派遣職員について、専門職員のあり方も含め検討する必要がある。 また、効率的・効果的な行政経営を図るため、広域連携を進める分野・取組を検討する上で、3者が共通認識を持つ必要がある。	50%	鈴鹿亀山地区広域連合と連携を図りながら、広域連携により効率化が期待できる具体的な取組についての検討	鈴鹿亀山地区広域連合を通じて、広域連携により効率化を図る具体的な取組の決定
68	次期一般廃棄物処理施設の在り方の検討	III既成概念からの脱却	12. 新たな自治体間連携の検討	産業環境部	環境課長	産業環境部環境課廃棄物対策グループ	ごみ溶融処理施設は令和11年度に稼働計画の最終年度を迎えることから、今後も継続して適正に廃棄物処理を進めていくため、次期廃棄物処理施設の在り方や処理方法等について方向性を検討する必要がある。	次期廃棄物処理施設の在り方について、近隣市と処理の広域化と処理施設の集約化を図ることができないか協議し、令和5年度を目途に方向性を決定する。 令和6年度以降は、この方向性に基づき具体的な取組を検討する必要がある。	次期廃棄物処理施設の在り方について方向性を決定	次期廃棄物処理施設の在り方について方向性の決定	次期廃棄物処理施設について、令和6年度から、次期廃棄物処理施設整備基本構想の策定に取り組むこととした。 次期廃棄物処理施設での廃棄物開始までの間、いつまで現溶融処理施設大規模整備事業を行うなどを定めた改訂長寿命化計画を定める必要がある。	次期廃棄物処理施設整備基本構想を策定するには専門的な知識や豊かな経験を有するものが必要である。 次期廃棄物処理施設での廃棄物開始までの間、いつまで現溶融処理施設大規模整備事業を行うなどを定めた改訂長寿命化計画を定める必要がある。	50%	方向性に基づく具体的な取組の検討	方向性に基づく具体的な取組の検討

具体的な取組		目標	重点方針	取組責任者	変更後取組部署	現状と課題	取組内容 (R5～R7)	目標指標	令和5年度				令和6年度	令和7年度	
No	名称			正	副				年 度 計 画	年 度 末 実 績 (具 体 的 な 取 組 の 状 況 )	課 題 ・ 問 題 点	進 捗 率	年 度 計 画	年 度 計 画	
69	消防指令業務の共同運用	III既成概念からの脱却	12.新たな自治体間連携の検討	消防部長	消防総務課長	消防本部消防総務課総務・消防団グループ	大規模地震、豪雨災害、テロ災害や市街地における大規模火災や地震等の多種多様化する災害への確に対応していくためには、人的・財政的な資源を有効活用し、将来にわたり持続可能な消防体制を整備・確立していくことが必要である。社会経済情勢の変化、各般の技術の進展に応じて、より高度・専門的な活動を実施できるようにしていく必要がある。	119番通報受付及び出動指令、また、常備消防の部隊運用管理並びに消防救急無線など、消防指令業務の共同運用(自治体間の連携)に向け、津市・鈴鹿市及び亀山市消防通信指令事務協議会において、共同指令センター整備に係る実施設計及び整備工事を行う。	津市・鈴鹿市及び亀山市での共同指令センターの整備を完了	共同指令センターの実施設計	消防指令センターの共同運用に向けた実施設計が完了した。 また、多岐にわたる専門性の高い事務を3市で調整するため、津市、鈴鹿市及び亀山市消防通信指令事務協議会に3つの分科会を設置し、検討を進めた。	整備工事を着実に推進するとともに本格運用に向けて、引き続き多岐にわたる専門性の高い事務を3市で調整していく必要がある。	100%	共同指令センターの整備工事	共同指令センターの整備工事
70	地域の担い手育成支援	IV市民総活躍によるまちづくり	13.地域まちづくり協議会の運営支援	市民文化部長	まちづくり協働課長	市民文化部まちづくり協働課地域まちづくりグループ	地域住民が自主的かつ自立的に責任をもって地域課題の解決に取り組む地域まちづくり協議会の継続的な活動を行うためには、人材育成の支援を行う必要がある。	地域リーダーの発掘と育成及び組織内部での後継者育成と役割分担のしくみづくりを支援する。	地域の担い手が計画的に育成され、多様な人材が活動に参画できるような研修の開催 研修参加人数：200人／年	地域リーダーの発掘と育成のための地域担い手研修の開催 組織内部での後継者育成と役割分担のしくみづくりの調査・検討	会議ファシリテーション研修に地域のサロンを組み込んだほか、地域のみらいづくりアカデミーをアンケートを踏まえた内容としたことで、延べ153人の方が受講された。研修受講者から新たに1名が地域まちづくり協議会役員に就任された。	より多くの方に継続的に研修を受講していただけるよう、地域のニーズに合わせた研修内容や実施方法を検討するとともに、周知方法について更なる工夫をする必要がある。	75%	地域リーダーの発掘と育成のための地域担い手研修の開催 組織内部での後継者育成と役割分担のしくみづくりの支援	地域リーダーの発掘と育成のための地域担い手研修の開催 組織内部での後継者育成と役割分担のしくみづくりの支援
71	ICTを活用した情報交流の仕組みの構築	IV市民総活躍によるまちづくり	13.地域まちづくり協議会の運営支援	市民文化部長	まちづくり協働課長	市民文化部まちづくり協働課地域まちづくりグループ	情報共有システムについて、事務職員によって操作や活用に対する理解度に差がある。また、各種事務のマニュアル化を一層進め、システムを活用し共通理解を促す必要がある。さらに、地域まちづくり協議会関係事務の効率化に寄与するシステムについて調査・検討する必要がある。	情報共有システムのさらなる活用を促すとともに、地域まちづくり協議会関係事務の効率化に寄与するシステムの調査・検討し、随時導入していく。	地域まちづくり協議会や市が相互に情報交流できる仕組みの充実	情報共有システムのさらなる活用促進 地域まちづくり協議会関係事務の効率化に寄与するシステムの調査・検討	情報共有システムクロジカ（旧称aipo）に貸出可能備品一覧や各地域の事業一覧を掲載するなど異なる活用が図れた。地域まちづくり協議会関係事務の効率化に寄与するシステムについて、地域との調整を行った。	情報共有システムクロジカ（旧称aipo）については、まだまだ事務職員等の理解度に差があるため、個別での対応だけでなく研修を開催するなど標準化を図る必要がある。 また、地域まちづくり協議会関係事務の効率化に寄与するシステムの導入については、現在ニーズのあるシステムの導入に向けて調整を図るとともに、新たなニーズを把握し、それに応じたシステムの調査・検討を行っていく必要がある。	75%	情報共有システムのさらなる活用促進 地域まちづくり協議会関係事務の効率化に寄与するシステムの一部導入	情報共有システムのさらなる活用促進 地域まちづくり協議会関係事務の効率化に寄与するシステムの一部導入
72	地域まちづくり協議会による青少年育成活動体制の見直し	IV市民総活躍によるまちづくり	13.地域まちづくり協議会の運営支援	教育部長	生涯学習課長	教育委員会事務局生涯学習課社会教育グループ	青少年の健全育成活動については、青少年総合支援センター規則に基づく「補導委員」と青少年育成指導委員規則に基づく「青少年育成指導委員」があり、地域まちづくり協議会に両委員の選出を依頼し委嘱しているが、担い手が不足していることから、整理を行う必要がある。	地域まちづくり協議会における地域活動を持続的に行うため、職務内容が重複している委員について、整理を行う。	補導委員：44人の削減	地域まちづくり協議会からの意見聴取 見直し検討	令和5年9月15日に開催された亀山市地域まちづくり協議会連絡会議代表者会議において、全地域まちづくり協議会に対して意見聴取・実施説明を行った。	青少年の健全育成活動については、青少年総合支援センター規則に基づく「補導委員」と青少年育成指導委員規則に基づく「青少年育成指導委員」があり、地域まちづくり協議会からの選出者を委嘱しているが、その担い手が不足していることから、整理を進めていく必要がある。	100%	削減実施	

具体的な取組		目標	重点方針	取組責任者		変更後取組部署	現状と課題	取組内容 (R5～R7)	目標指標	令和5年度				令和6年度	令和7年度	
No	名称			正	副					年 度 計 画	年 度 末 実 績 (具 体 的 な 取 組 の 状 況 )	課 題 ・ 問 題 点	進 捗 率	年 度 計 画	年 度 計 画	
73	地区衛生組織連合会事業の在り方の検討	IV市民総活躍によるまちづくり	14. 共助による支え合いの基盤の強化	産業環境部長	環境課長	産業環境部環境課環境創造グループ	亀山市地区衛生組織連合会は、亀山市自治会連合会・亀山市婦人会連絡協議会・亀山市老人クラブ連合会により組織している。現在、各団体の構成員等の減少により事業運営に支障をきたしており、亀山市地区衛生組織連合会事業の在り方にについて検討を進める必要がある。	亀山市地区衛生組織連合会の在り方の検討を行ったところ、存続させることにより状況に適した事業を行っていくべきではないかとの見解が示されたため、亀山市地区衛生組織役員会や亀山市環境未来創造会議快適部会で事業内容等の検討を行い運営方針を決定する。（令和6年度までに完了予定）	亀山市地区衛生組織連合会の運営方針の決定：100%	亀山市地区衛生組織連合会役員会や亀山市環境未来創造会議快適部会で運営方針の検討	亀山市環境未来創造会議の快適部会を開催し、事業内容等の検討を行ったところ、令和6年度に鈴鹿川でクリーン作戦を実施することを決定した。	組織の構成団体である自治会連合会を脱会する自治会が増加している。（地衛連加盟自治会数150/市内全自治会数250）また、各団体（自治会連合、亀老連、婦人会）の構成員等が減少していることから事業運営に支障をきたしている。	75%	亀山市地区衛生組織連合会の運営方針の決定		
74	自主防災組織等の強化	IV市民総活躍によるまちづくり	14. 共助による支え合いの基盤の強化	危機管理監課長	防災安全課長	防災安全課防災安全グループ	災害時における自助・共助による地域の防災力の向上に向けた取り組みにより地区防災計画の策定は着実に進んでいるが、一方、自主防災組織の結成は頭打ちとなっている。	自主防災組織未結成自治会への呼びかけ及び地区防災計画の策定に取り組む地区への支援	自主防災組織結成率：100% 地区防災計画を策定した地域まちづくり協議会等の数：16地区	自主防災組織未結成自治会への呼びかけ及び地区防災計画の策定に取り組む地区への支援	・自主防災組織未結成自治会へのリーフレット（結成依頼）の配布。 ・新規自治会へ自主防災組織結成の案内。	災害時における自助・共助による地域の防災力や防災意識は年々高まってはいるものの、比較的若年層が居住する地域については、土砂災害警戒区域や浸水想定区域に該当しなければ組織そのものは必要性がないと、また、新規自治会は、倉庫を設置する場所（スペース）がないため、他の土地を借用するにも申請等の別途費用負担が多くなることから、自主防災組織結成に消極的である。	75%	自主防災組織未結成自治会への呼びかけ及び地区防災計画の策定に取り組む地区への支援	自主防災組織未結成自治会への呼びかけ及び地区防災計画の策定に取り組む地区への支援	
75	かめやま人の活躍による市民の連携強化	IV市民総活躍によるまちづくり	14. 共助による支え合いの基盤の強化	教育部長	生涯学習課長	教育委員会事務局生涯学習課社会教育グループ	様々な地域課題解決に取り組むための地域で活躍できる人材を育成する必要がある。	地域で活躍できる人材を育成する「かめやま人キャンバス」において、人材を育成するとともに、その活躍の場を提供する。	かめやま人の認定者数：20人（累計） かめやま人キャンバスを修了した人数：120人（累計）	かめやま人キャンバス（第2期生）の実施（1年次：入門編）	第2期かめやま人キャンバスの初年度を入門編として、「まちのインフルエンサー」「まちのせんせい」養成講座を実施し、SNSを活用した情報発信方法や、Youtubeを使った指導方法などの講座を展開した。	様々な地域課題解決に取り組むための地域で活躍できる人材を育成する必要がある。また、第1期かめやま人認定者の今後の活動を支援するため、中央公民館や行政連携部署・各関係団体と連携するとともに、かめやま人キャンバスの諸活動の発信を継続してしていく必要がある	100%	かめやま人キャンバス（第2期生）の実施（2年次：応用編）	かめやま人キャンバス（第2期生）の実施（3年次：実践編）	
76	地域まちづくり協議会を行う支え合いの仕組みづくりの推進	IV市民総活躍によるまちづくり	14. 共助による支え合いの基盤の強化	健康福祉部健康福祉課長	市民文化部長	健康福祉部地域福祉課高齢者支援グループ、市民文化部まちづくり協働課地域まちづくりグループ、市民協働グループ	高齢者が地域で安心して生活する上で、ヘルパーなどの介護職の不足が課題となっており、地域でのちょっとした困りごとは地域で解決する仕組みづくりなど地域での助け合い・支え合いが必要となってきた。	地域でのちょっとした困りごとを地域で対応する「ちょこボラ」等、地域の実情に応じた市民主体の活動を支援する。	ちょこボラ等に取り組むまちづくり協議会数：9団体	実施団体の地域課題や支援内容についての把握や助言、その他のまち協への周知、啓発実施団体の活動の継続に向けた、新たな支援策の検討	「ちょこボラ」を通じて、地域住民が互いに支え合う生活支援活動や通いの場を充実させる活動を支援し、活動費用の一部を補助しました。 【活動実績】4団体	支援者が高齢化、固定化され扱い手がおらず、継続した活動や支援の拡大に課題が生じる。	50%	実施団体の地域課題や支援内容についての把握や助言、その他のまち協への周知、啓発実施団体の活動の継続に向けた、新たな支援策の決定	実施団体の地域課題や支援内容についての把握や助言、その他のまち協への周知、啓発実施団体の活動の継続に向けた、新たな支援策の実施	

具体的な取組		目標	重点方針	取組責任者	変更後取組部署	現状と課題	取組内容 (R5～R7)	目標指標	令和5年度				令和6年度	令和7年度		
No	名称			正	副				年 度 計 画	年 度 末 実 績 ( 具 体 的 な 取 組 の 状 況 )	課 題 ・ 問 題 点	進 捗 率	年 度 計 画	年 度 計 画		
77	協働によるまちづくりの推進	IV市民総活躍によるまちづくり	15. 協働事業の推進	市民文化部長	まちづくり協働課長	市民文化部まちづくり協働課市民協働グループ	協働事業提案制度を利用し、多数の協働事業が実施されてきたが、事業の継続性に課題があるため、今後は、実施可能な分野での検討を行い、企業、教育機関など多様な主体との連携によるまちづくりを進める必要がある。また、協働事業提案制度を利用せず、課題解決に向けて市民活動団体などと担当部署（行政）が協働事業を実施しているため、引き続き支援を行う必要がある。	協働事業提案制度を活用して、企業、教育機関、市民などの多様な主体との連携によるまちづくりを進める必要がある。また、協働事業提案制度を利用せず、課題解決に向けて市民活動団体などと担当部署（行政）が協働事業を実施しているため、引き続き支援を行う必要がある。	協働事業提案制度を活用した、企業、教育機関、市民などの多様な主体とさらなる協働の推進を図るとともに、実施可能な分野や事業の継続性の課題解決に向けたくみを検討する。	協働事業提案制度を活用した、企業、教育機関、市民などの多様な主体とさらなる協働の推進	協働事業提案制度を実施した件数：35件（※累計）	協働事業提案制度を実施した件数：32件（累計）	現在、協働事業提案制度以外にも様々な場面で各種団体と行政が協働して事業を開催しているため、今後も継続して協働による事業が行われるよう、庁内の連絡調整が機能しているか確認をしていくとともに、庁内体制の充実を図る必要がある。	75%	協働事業提案制度を活用した、企業、教育機関、市民などの多様な主体とさらなる協働の推進	協働事業提案制度を活用した、企業、教育機関、市民などの多様な主体とさらなる協働の推進
78	市道草刈活動支援事業の活動団体の拡大	IV市民総活躍によるまちづくり	15. 協働事業の推進	建設部長	建設管理課長	建設部建設管理課道路保全グループ	開発行為による認定等で市道延長及び路線数の増加に伴い、管理範囲が拡大の一途をたどっている。国道や農道と違い、市道は一般生活や通学路のように市民生活に直結した道路であり、交通車両や歩行者の安全な交通に対応する市発注による市道草刈委託料も増加している。	現在の参加団体には自治会以外の団体や地域まちづくり協議会からの参加もあり、今後も草刈支援事業実施の協力団体の公募を引き続き行い、参加団体の拡充で市民協力のもと市財政の歳出の抑制を図る。	協力団体の公募(市広報を活用して幅広く市民に通知)・各団体に同事業への参加依頼、地域まちづくり協議会との連携	参加団体数：45団体	令和5年4月1日号の広報で、草刈支援事業実施の協力団体を公募し、自治会に限らず地域まちづくり協議会や市民団体などから、幅広く参加協力が得られているものの、参加団体数は37団体と減少傾向にある。	自治会員の高齢化による草刈活動の縮小や、新型コロナウィルス感染症対策としての自治会活動自粛の流れも依然としてあり、そのため参加団体が減少傾向にあることから、今までの広報での草刈活動支援事業の公募だけではなく、別の公募方法を検討し、広く草刈支援事業の制度の周知を図っていかなければならない。	75%	協力団体の公募(市広報を活用して幅広く市民に通知)・各団体に同事業への参加依頼、地域まちづくり協議会との連携	協力団体の公募(市広報を活用して幅広く市民に通知)・各団体に同事業への参加依頼、地域まちづくり協議会との連携	